

第 3 次

聖籠町生涯スポーツ

推進計画



令和 8 年度～令和 1 7 年度

スポーツに満ちたまちの実現に向けて

聖籠町教育委員会

教育長 近藤 朗

本町では、これまで「第2次聖籠町生涯スポーツ推進計画」に基づき、町民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めてまいりました。

その結果、子どもから高齢者まで幅広い世代において、スポーツを通じた健康づくりや地域交流が着実に広がってきています。

一方で、社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、若年層の運動習慣の希薄化や担い手不足、施設の老朽化など、新たな課題も顕在化しています。また、スポーツへの関わり方も「する」だけでなく、「みる」「ささえる」といった多様な形へと広がり、これらを一体的に推進していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本町では新たに「第3次聖籠町生涯スポーツ推進計画」を策定しました。本計画は、「すべての町民が、生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ることができるまちの実現」を基本理念とし、スポーツを通じて地域のつながりを深め、活力あるまちづくりを進める指針となるものです。

本町では、これまでスポーツ推進委員をはじめ、多くの皆様のご協力により、子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいりました。これからも、地域全体でスポーツを支え合いながら、誰もがそれぞれの年齢や生活スタイルに応じてスポーツを楽しみ、生きがいや健康づくりにつなげることができる環境の充実を図ってまいります。

スポーツには、健康づくりや体力向上だけでなく、人と人とのつながりを育み、地域に活力と笑顔をもたらす力があります。

また、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という多様な関わり方を通じて、世代や立場を超えた交流が生まれ、豊かな地域社会の形成にもつながります。本計画を通じて、町民の皆様がスポーツをより身近なものとして感じ、親しむことができる環境を整えることで、「すべての町民が、生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ることができるまち」の実現を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係各位に心より感謝申し上げます。

目 次

第1章 計画策定における基本構想	3
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 基本理念	6
第4節 基本方針	7
第5節 スポーツの果たす役割と意義	8
第6節 到達目標	9
第7節 計画期間	10
第8節 町の生涯スポーツ推進体系図	11
第2章 基本計画	12
第1節 生涯スポーツの推進	13
1 子どものスポーツ推進	14
2 気軽にできるスポーツ推進	21
3 親子で楽しめるスポーツ推進	23
4 高齢者のスポーツ推進	25
5 障がい者のスポーツ推進	27
第2節 競技スポーツの振興	30
1 ジュニアを主体とした競技力向上	31
2 指導者の育成、資質向上の取組	32
3 障がい者の競技スポーツ推進	34
第3節 支える人材の育成	36
1 協働する総合型地域スポーツクラブの支援	37
2 スポーツボランティアの育成	39
3 フィジカルフィットネスサポートの充実	40
4 民間組織との連携	41
5 行政組織・機構における連携体制の整備	42
第4節 誰もが使いやすいスポーツ環境の整備	44
1 スポーツ施設の整備・充実	45
2 スポーツ情報の提供	46
第5節 地域活性化の推進	48
1 観るスポーツ	49
資料編	
スポーツ推進計画策定に係るアンケート回答状況	52
聖籠町生涯スポーツ推進計画策定委員会 名簿	69
検討会議経過	70
聖籠町加盟団体・サークル・スポーツ少年団一覧表	71

聖籠町生涯スポーツ推進計画

本町では、平成28年度から10年計画として策定した「聖籠町第2次生涯スポーツ推進計画」に基づき、町民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境整備に取り組んでまいりました。計画期間の満了を迎えるにあたり、社会情勢や町民ニーズの変化、国や県の施策動向を踏まえた「第3次聖籠町生涯スポーツ推進計画」（令和8年度～令和17年度）の策定を行います。

生涯スポーツとは

年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、スポーツの機会の充実を図っていくことが、明るく豊かな生活の実現につながります。

生涯スポーツとは、「幼児期から高齢期まで生涯を通じて、だれでもが健康で明るく、生きがいのある豊かな人生を送るために、それぞれのライフステージや目的、考え方に応じて自分の生活の中にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しんでいこうとする考え方です。

【生涯スポーツ推進計画での「スポーツ」の範囲】

日本では「スポーツ＝体を動かす行為」というイメージが定着していますが、競技スポーツだけでなく、散歩やレクリエーション、野外活動も含めた身体的活動全般、さらにはスポーツを観戦したり、スポーツをボランティア活動として支えたりすることなど、スポーツの範囲を幅広くとらえています。

第 1 章 計画策定における基本構想

第 1 節	計画策定の趣旨
第 2 節	計画の位置づけ
第 3 節	基本理念
第 4 節	基本方針
第 5 節	スポーツの果たす役割と意義
第 6 節	到達目標
第 7 節	計画の期間
第 8 節	町の生涯スポーツ推進体系図



第 1 節 計画策定の趣旨

本町では、「スポーツ基本法」（平成 23 年施行）に基づくスポーツ推進計画として、平成 18 年度に第 1 次、平成 28 年度に第 2 次の「聖籠町生涯スポーツ推進計画」を策定し、町民が日常的にスポーツに親しめる環境の整備を進めてきました。

特に、各種世代別の健康教室等を通じて、町民の健康づくりと地域の交流促進に寄与してきました。しかしながら、近年では以下のような課題が今なお顕在化しています。

- ・若年層や働き盛り世代の運動習慣の希薄化
- ・高齢化の進展による新たな健康づくり支援の必要性
- ・障がい者や高齢者に配慮したスポーツ環境の整備不足
- ・スポーツ団体の担い手・指導者の減少と高齢化
- ・地域イベントや学校との連携体制の再構築の必要性

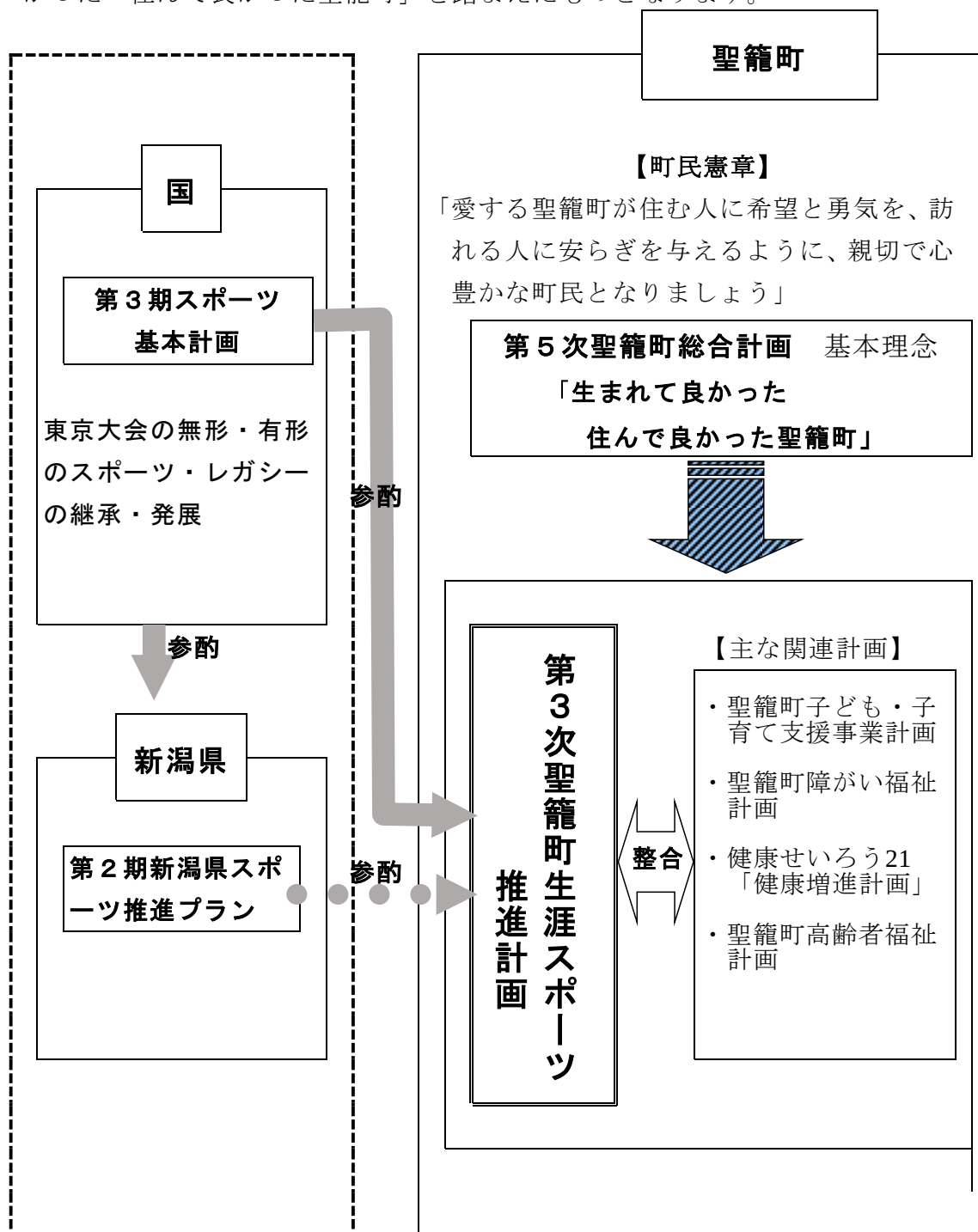
また、国（文科省）においては令和 4 年 3 月に第 3 期「スポーツ基本計画」（以下「国プラン」という。）が策定され、新潟県においても令和 7 年 3 月に「第 2 期新潟県スポーツ推進プラン」（以下「県プラン」という。）が策定されるなど、スポーツ施策の方向性が「共生社会の実現」や「地域共創」「健康寿命の延伸」に重点を置くものへと変化しています。

これらの状況を踏まえ、町では既存の第 2 次計画を全面的に見直し、新たに 10 年間（令和 8 年度～令和 17 年度）を計画期間とする「第 3 次聖籠町生涯スポーツ推進計画」を策定するものです。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、本町のスポーツ推進に関する基本的な計画として、国プラン及び県プランを参酌して策定するものであり、また、第5次聖籠町総合計画（令和3年6月（計画期間：令和3年度～令和12年度））の基本理念「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」を踏まえたものとなります。



第3節 基本理念

健康は、かけがえのない財産であり、幸せの礎となるもので、それはまちの活力の源です。

町民が、郷土の美しい自然や先人によって培われた歴史と伝統に誇りをもち、生涯にわたって芸術やスポーツ活動を通じて自らを育て、互いの個性を開花させ、心身ともに健やかで心豊かな人となり、魅力ある町づくりの実現を目指すため、聖籠町まちづくり基本条例に定めるまちづくりの基本理念に基づき、町は平成19年に「芸術・スポーツ文化のまち」を宣言しました。

芸術・スポーツ文化のまち宣言

平成19年3月12日

一 生涯にわたり

健康への関心をもち、スポーツやレクリエーションを通じて健康づくりや体力づくりに努めます。

一 あらゆる場で

さまざまな文化に親しみ、郷土の歴史と伝統をいかした個性豊かな町民文化を創り出し、次代へ伝えます。

一 すべての人が

芸術やスポーツそしてレクリエーション活動を通じて人と人との交流を深め、思いやりある、いきいきとした地域の輪を広げます。



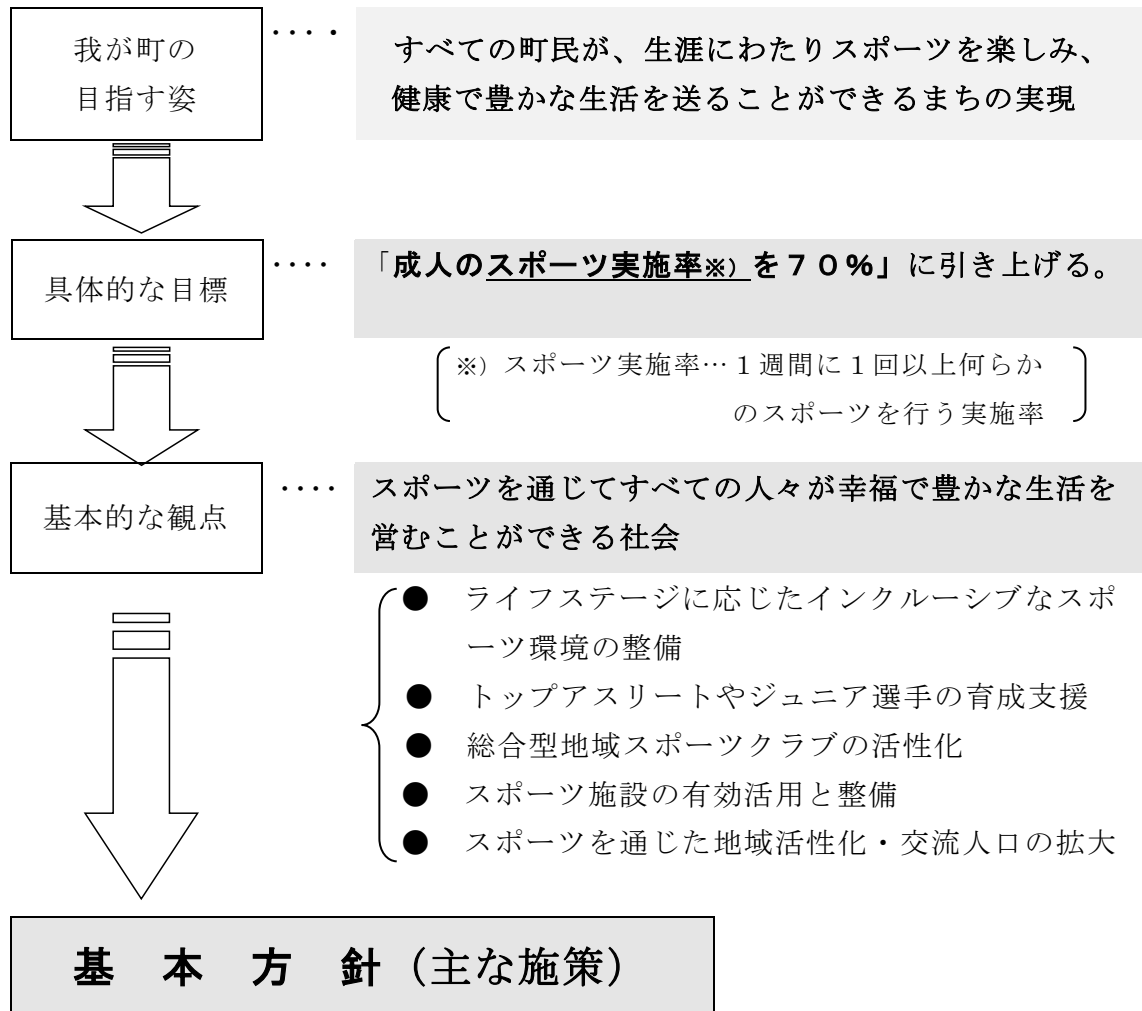
本計画の位置づけを踏まえつつ、本宣言のもとで、第3次聖籠町生涯スポーツ推進計画の基本理念を次のとおり掲げます。

第3次聖籠町生涯スポーツ推進計画基本理念

「すべての町民が、生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ることができるまちの実現」

第4節 基本方針

「我が町の目指す姿」の実現に向けて本計画を着実に推進するため、以下に基づいて掲げる5つの基本方針により施策を推進します。



- 1 生涯スポーツの推進 ～ライフステージに応じた機会提供と参加促進～
- 2 競技スポーツの振興 ～ジュニア・シニアの育成と支援体制の整備～
- 3 支える人材の育成 ～指導者・ボランティア・団体支援～
- 4 誰もが使いやすいスポーツ環境の整備 ～施設の整備・情報発信～
- 5 地域活性化の推進 ～イベントや地域資源との連携、交流促進～

第5節 スポーツの果たす役割と意義

スポーツは、楽しみを求めたり、勝敗を競ったりする目的で行われる身体活動です。それによって、心身の両面にわたって次のような役割や意義が期待されています。

① 心身の健康

体力の向上や健康維持、精神的な充実や楽しさ喜びをもたらすとともに、運動の向上や自己実現を図るなど、心の豊かさと生きがいをもたらします。



② 自立と人間形成

スポーツは自己責任やフェアプレーの精神を培い、コミュニケーション能力の育成や思いやりの心を養うなど、青年期の人間形成に大きく寄与します。



③ 地域コミュニティの形成

スポーツ大会やイベント等を通じて交流を深め、協働の意識を促します。また、一つの目標に向かい、共に努力し達成感や満足感を味わうことで、地域や家族における連帯感が深まり、地域に活力が育まれます。



④ 健康寿命の延伸

高齢化社会に対応した、健康的なエイジング（老化）の手段として期待されます。



⑤ スポーツが生み出す心のつながり

情報化社会における人と人がふれ合う機会の減少は心を蝕むことが懸念されます。このような時代に心と身体がふれ合う場として期待されます。



⑥ スポーツは世界共通の文化

言語や生活習慣の違いを超え、スポーツをととして価値観の異なる人々との相互理解を深めながら国際的な友好を深めることができます。



第6節 到達目標

令和7年度に町が実施した「スポーツ推進計画に関するアンケート」によると、一般成人における「週1回以上のスポーツの実施率」は約28%で、平成27年度同調査における約29%と比較すると減少しており、スポーツ離れが深刻化している状況となっています。

そのため、子どもから大人まで、ライフステージに合わせて気軽にスポーツに親しめる環境を整えたり、大会や教室、イベントの開催による機会の創出をしたりするなど多方面からの方策により、町民のスポーツ実施率の向上を図る必要があります。

一方で、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、本町の児童・生徒において「卒業後も自主的に運動やスポーツをしたいと思う、又はやや思う」と回答した割合は、小学校5年生で男子93.2%、女子83.6%、中学校2年生で男子94.8%、女子87.9%となっており、多くの子どもたちが将来にわたりスポーツを継続したいという意識を持っていることがうかがえます。

しかし、成人のスポーツ実施率は約28%にとどまっており、成長過程においてスポーツへの関心や実施習慣が十分に継続されていない実態も見られます。

このような実態を踏まえ、スポーツ実施率の飛躍的な向上は、容易ではないため、町は危機感を抱きつつ強力に推進することが重要と考えます。

本計画の推進にあたっては、国の方向性と照らし合わせながら進めていくことから、本計画においての到達目標は、国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学大臣決定）で定めた目標値を準拠することで、以下のとおり設定します。また、計画中間年度を目途に、現状の値と目標値について、必要に応じ中間評価を実施し、達成状況や課題を踏まえて指標の再設定・加筆修正を検討します。

- **成人のスポーツ実施率**

週1回以上のスポーツ実施率：70%（障がい者は40%）

- **子ども・若者の体力向上**

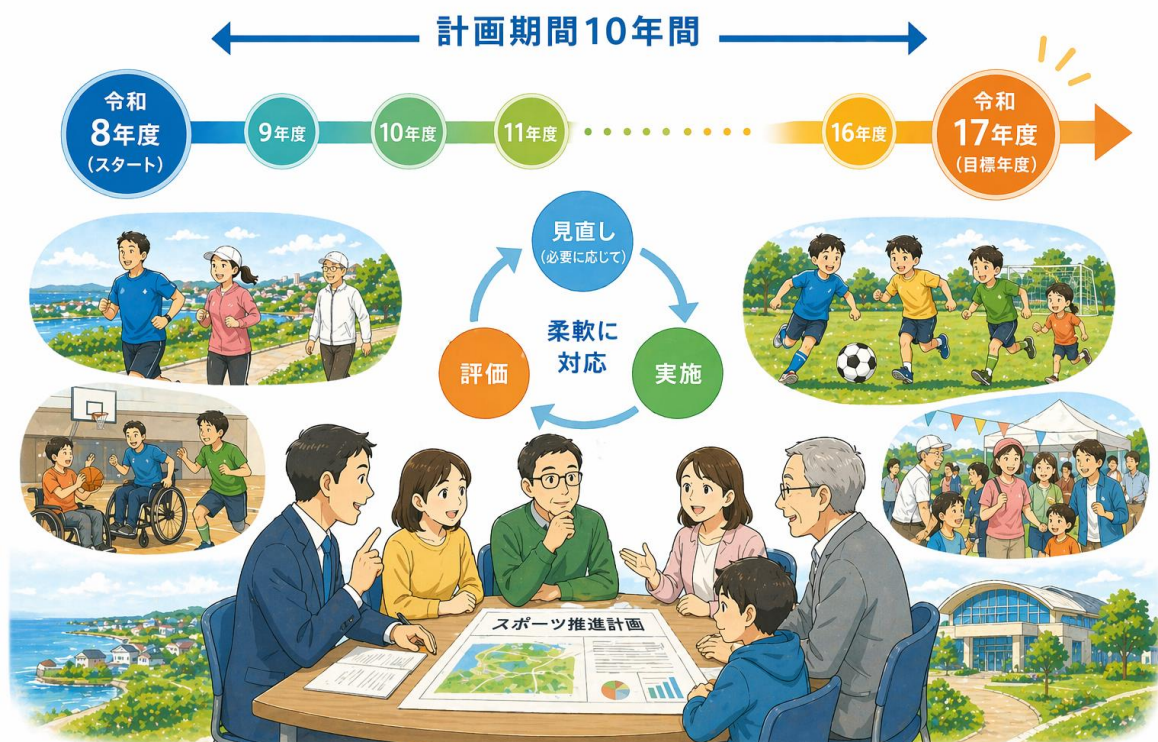
卒業後に運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童・生徒の割合を90%以上に増加

第7節 計画期間

本計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、計画期間においては、町民の要望や社会の変化に応じて柔軟に対応するものとし、計画の進捗状況、国や本町の政策の動向により必要に応じて見直すこととします。

(2021)					(2026)					(2030)					(2035)				
R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
第5次聖籠町総合計画 (R3～R12)																			
					第3次聖籠町生涯スポーツ推進計画 (R8～R17：必要に応じて見直し)														

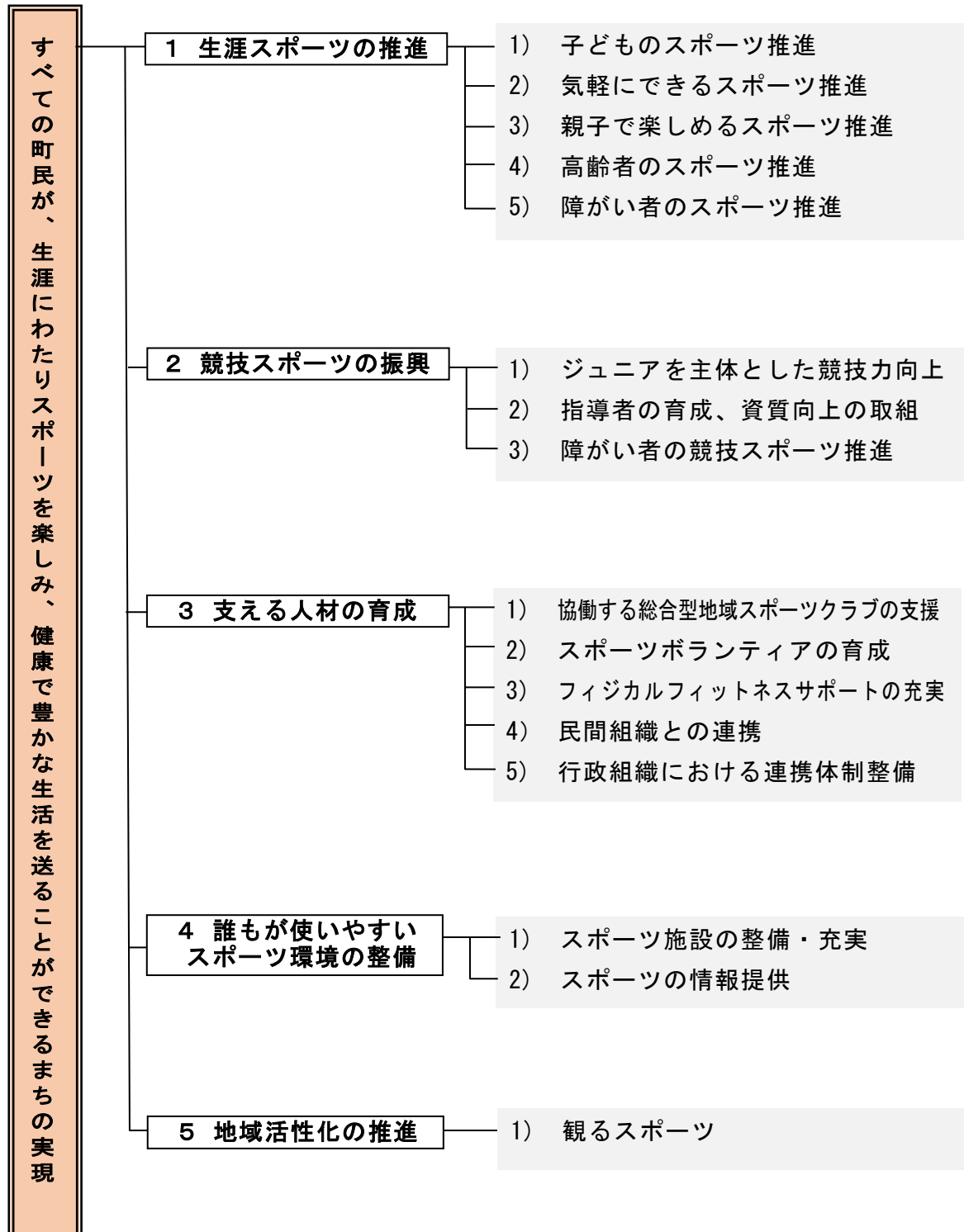


第8節 町の生涯スポーツ推進体系図

【基本理念】

【基本方針】

【推進項目】



第2章 基本計画

- 第1節 生涯スポーツの推進
- 第2節 競技スポーツの振興
- 第3節 支える人材の育成
- 第4節 誰もが使いやすいスポーツ環境の整備
- 第5節 地域活性化の推進

第1節 生涯スポーツの推進



第2節 競技スポーツの振興



第3節 支える人材の育成



第4節 誰もが使いやすいスポーツ環境の整備



第5節 地域活性化の推進



第 1 節 生涯スポーツの推進

～ライフステージに応じた機会提供と参加促進～

基本方針

生涯にわたってスポーツに親しむことは、心身の健康増進、生活の質の向上、社会的なつながりの獲得、精神的な充足感などを得られることにつながることから、とても重要といえます。

また、年齢や体力、興味に合わせて、誰もが無理なく続けることができる様々なスポーツを生涯にわたって楽しむことが推奨されています。

これらを踏まえ、以下のとおり推進します。

- 年齢・性別・障がいの有無を問わず、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を創出
- 初心者から上級者、さらには競技志向の高いアスリートまで、多様なニーズに応じたスポーツ参加機会を整備し、町民一人ひとりが主体的に身体を動かす習慣を身につけられる場を創出
- スポーツに馴染みの薄い方や、スポーツに参加するきっかけが得られていない方に対しても、ウォーキングや軽運動をはじめとした誰もが気軽に参加できるプログラムを提供

推進目標

整 No.	評価指標	現在値（R7 年度）		目標値（R17 年度）	
①	児童・生徒の週 1 日以上のスポーツ実施率 （体育授業含まず）	小学生	83.7 %	小学生	90.0%
		中学生	88.6 %	中学生	90.0%
②	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	27.6%		70.0%	
③	運動不足だと思う町民の割合	90.0%		60.0%	

推進項目

- 1 子どものスポーツ推進
- 2 気軽にできるスポーツ推進
- 3 親子で楽しめるスポーツ推進
- 4 高齢者のスポーツ推進
- 5 障がい者のスポーツ推進

推進項目ごとの方策

❖ 1 子どものスポーツ推進 ❖

【現状と課題】

(1) 全国的な傾向

文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和6年度）によると、全国的に子どもの体力は長期的には回復傾向にあります。

しかし、柔軟性、筋力、瞬発力といった能力については依然として低下傾向にあり、基礎的な運動能力の底上げが課題とされています。

(2) 新潟県・聖籠町の特徴

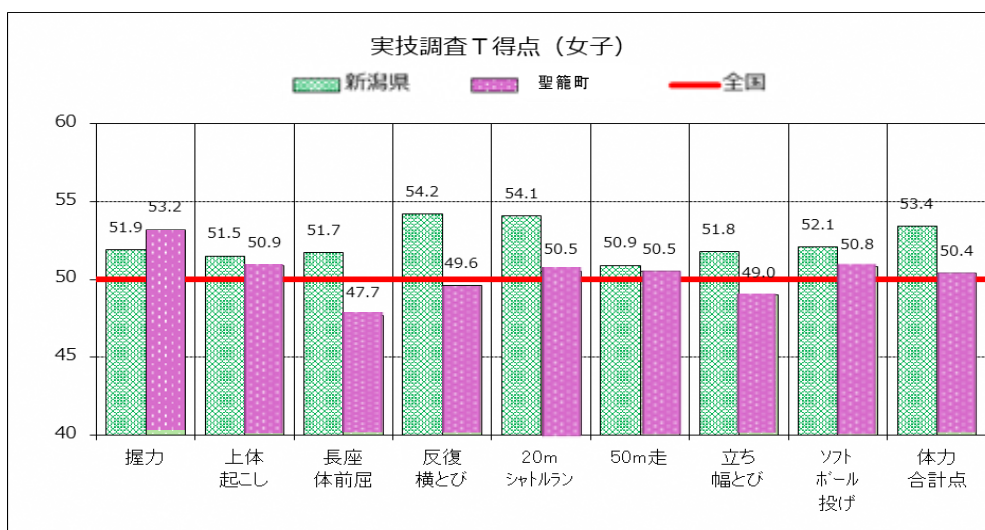
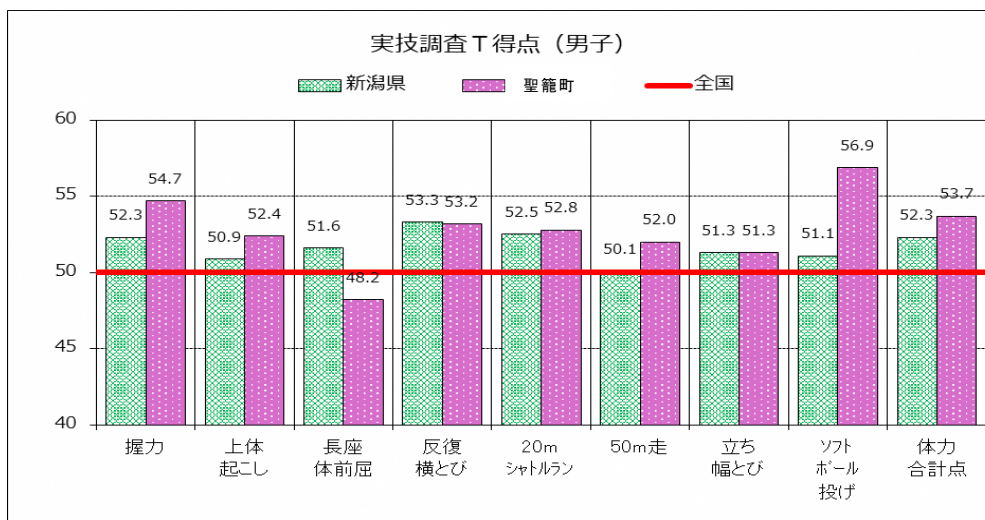
新潟県全体としては、小学5年生および中学2年生の体力合計点が全国的にも上位水準を維持しており、全国平均と比較しても高い水準にあることが特徴となっています。

また、本町での調査結果を分析すると、「ソフトボール投げ」など、一部の種目においては県平均を上回る成果が見られ、一定の運動能力の向上が確認できます。

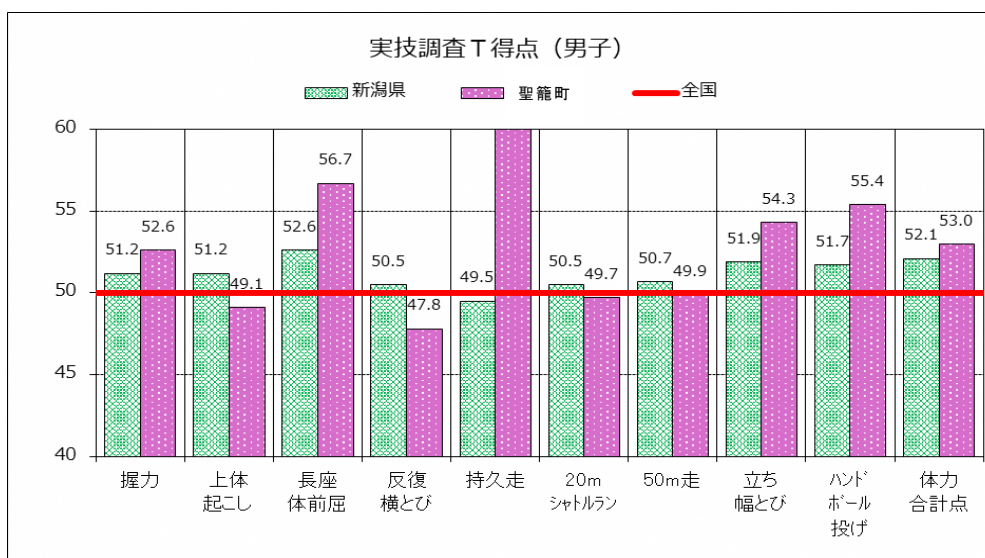
一方で、中学校2年生男子の「持久走」の数値は突出しているものの、「50メートル走」や「上体起こし」などの種目においては県平均を下回る傾向が見られ、基礎的な筋力や持久力に課題があることが明らかになっています。

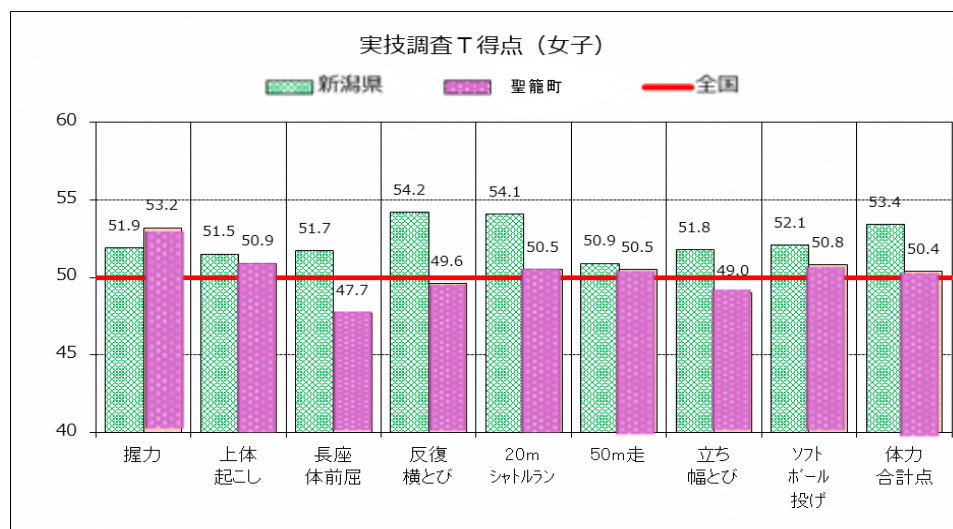
このように特定の能力に偏りがみられることから、今後はバランスの取れた体力の向上を図ることが求められます。

< 本町小学校 5 年生 >



< 本町中学校 2 年生 >





(3) スポーツ実施状況

小・中学生を対象とした当該調査結果を踏まえると、本町では次の結果になっています。

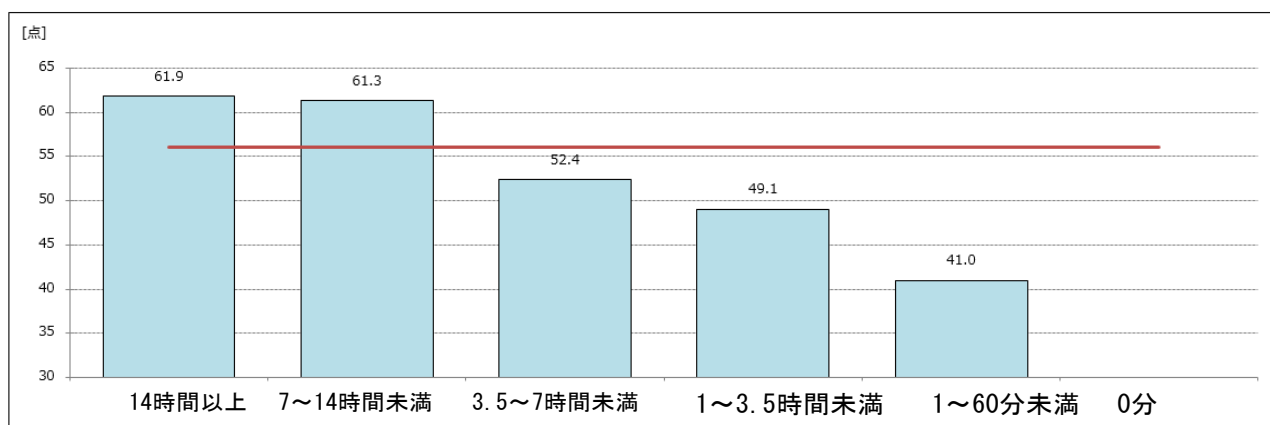
ア) スポーツを「何もしていない」児童生徒の割合：約 6 %

イ) 中学生の「運動離れ」が顕著で、約 8 %が「何もしていない」と回答

< 1 週間の総運動時間 >

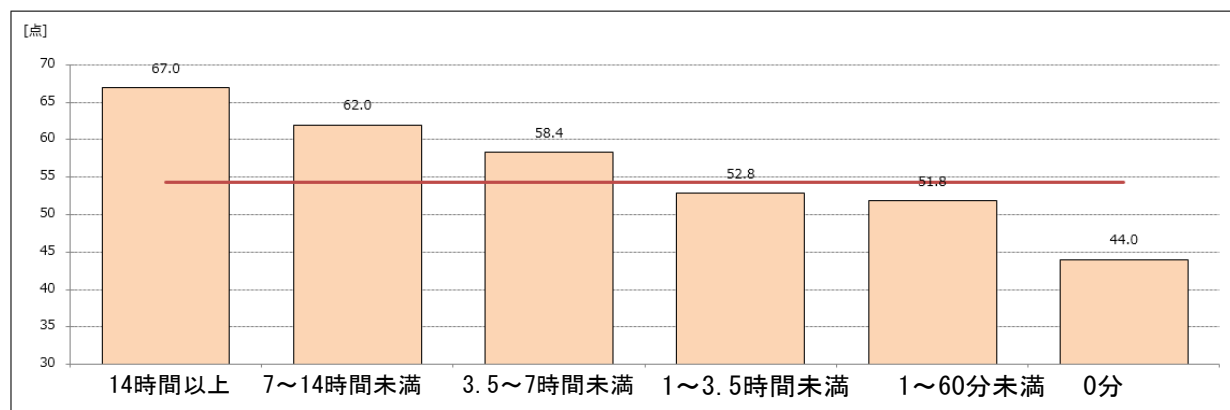
本町小学校 5 年生

(男子)



	一週間の総運動時間					
	14時間以上	7～14時間未満	3.5～7時間未満	1～3.5時間未満	1～60分未満	0分
体力合計点	61.9	61.3	52.4	49.1	41.0	
人数	21	17	13	17	3	0

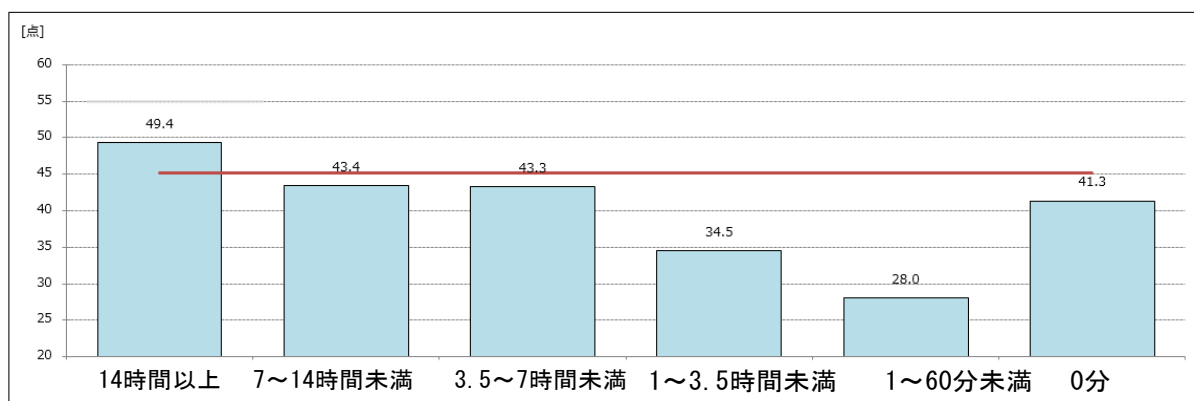
(女子)



	一週間の総運動時間					
	14時間以上	7~14時間未満	3.5~7時間未満	1~3.5時間未満	1~60分未満	0分
体力合計点	67.0	62.0	58.4	52.8	51.8	44.0
人数	1	8	16	29	5	8

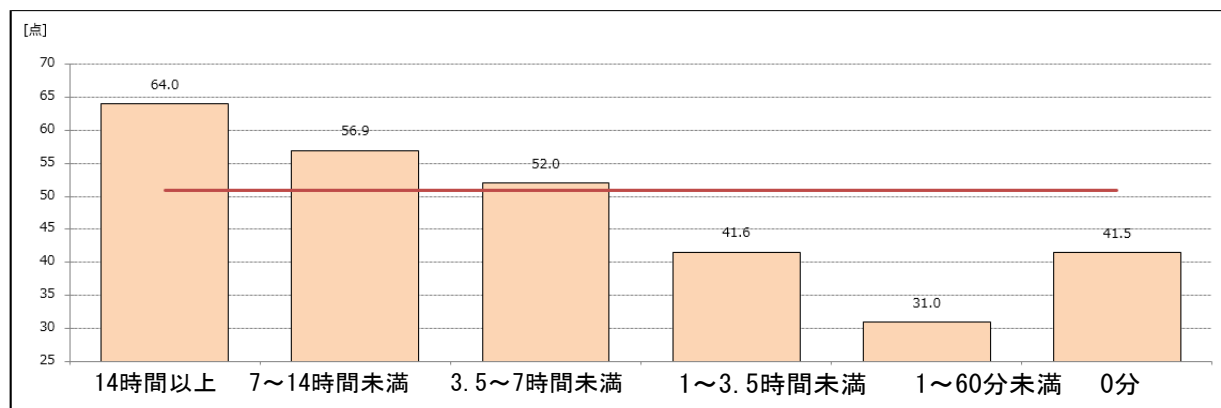
本町中学校2年生

(男子)



	一週間の総運動時間					
	14時間以上	7~14時間未満	3.5~7時間未満	1~3.5時間未満	1~60分未満	0分
体力合計点	49.4	43.4	43.3	34.5	28.0	41.3
人数	32	15	3	2	1	3

(女子)



	一週間の総運動時間					
	14時間以上	7~14時間未満	3.5~7時間未満	1~3.5時間未満	1~60分未満	0分
体力合計点	64.0	56.9	52.0	41.6	31.0	41.5
人数	12	17	3	17	2	6

(4) スポーツ離れの背景

全国的に子どもの「スポーツ離れ」のその背景にはいくつかの要因が複合的に関係しています。

第一に、運動やスポーツそのものに対して関心が薄く、「好きではない」と感じている子どもが一定数存在することが挙げられます。これは、運動経験の乏しさや成功体験の欠如、身体的な自信のなさなどが影響している可能性があり、スポーツへの心理的な抵抗感が要因となっていると考えられます。

次に、学校外で参加できるスポーツ教室やクラブなどの活動の選択肢が限られていることも大きな課題です。地域によっては、アクセスの良い場所に活動拠点がなかったり、競技種目が限定されていたりするため、希望する活動ができないことが、参加意欲の低下につながっている要因の1つと考えます。

また、勉強や習い事との両立が困難で、自由時間が限られていることも重要な要因となり、特に中学生以上になると、受験勉強や学習塾、音楽・英語などの他の習い事に時間を費やす生徒が多く、結果として運動に割ける時間が削減されがちとなるものと考えます。

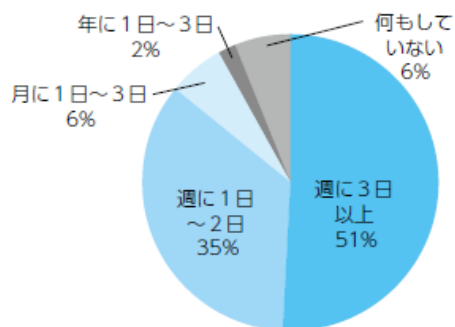
さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした生活習慣の変化や、スマートフォン・ゲーム・動画視聴などの情報機器の普及により、

自宅で過ごす時間が長くなったことも運動機会の減少に拍車をかけているものと考え、これらの影響により、外遊びやスポーツの優先順位が相対的に下がっている現状があります。

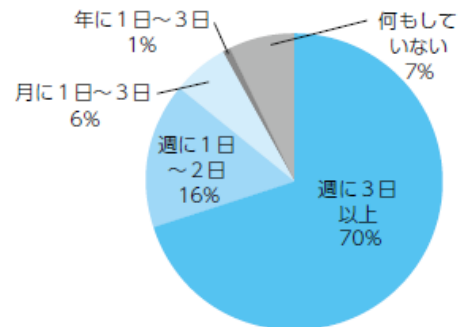
そして最後に、一人でも気軽に組み入れる運動の選択肢や環境が整っていないことが、行動のハードルを高めており、特に、友人と一緒に参加できる環境がなかったり、初めての場所での活動に不安を抱いたりすることで、参加への第一歩が踏み出せないという実態を産み出しているものと考えます。

＜平成 27 年＞

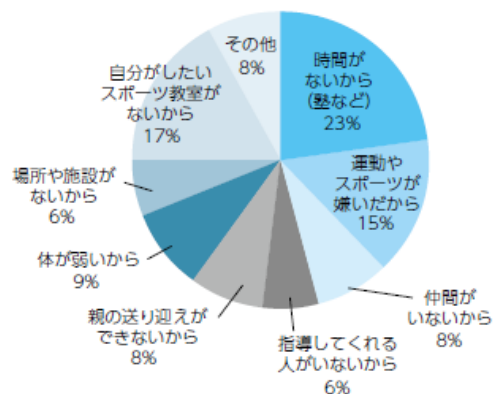
＜運動やスポーツの実施率…小学生＞



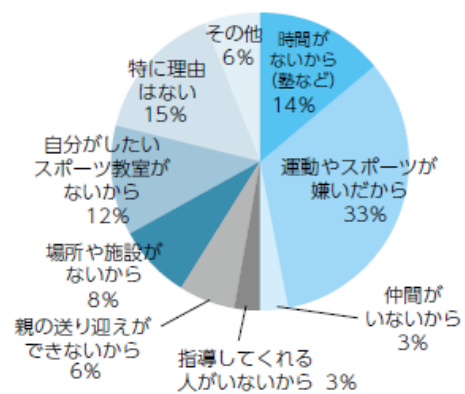
＜中学生＞



＜運動やスポーツをしなかった理由…小学生＞



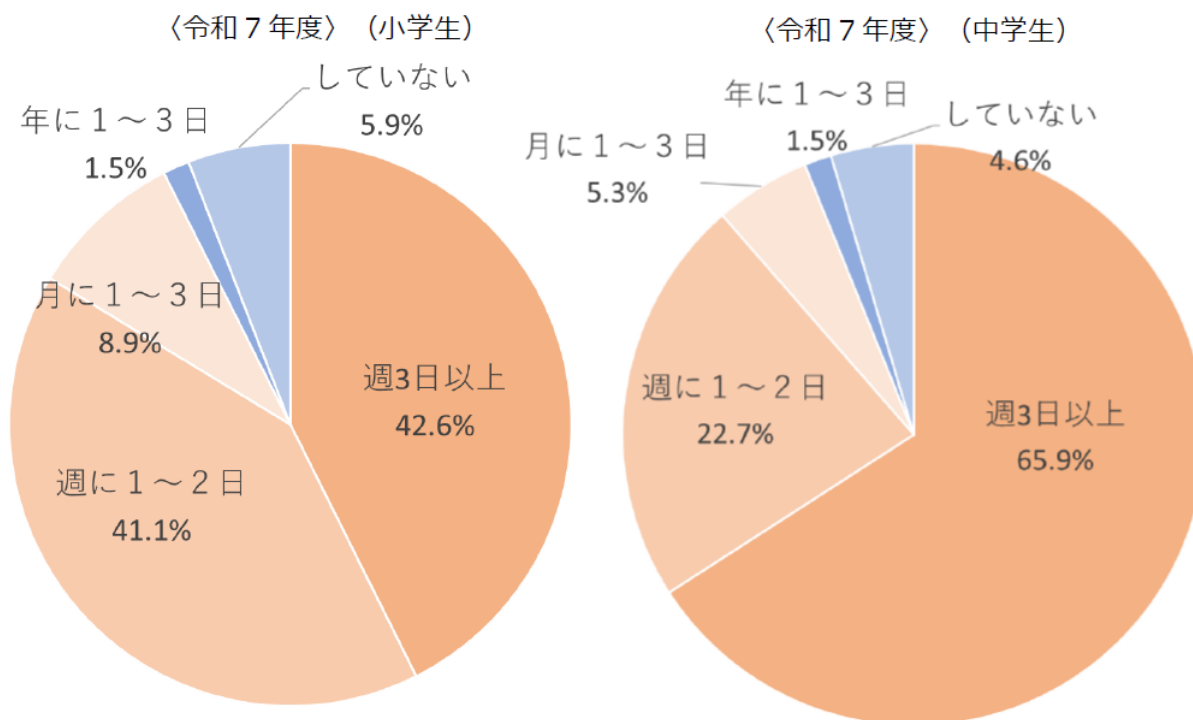
＜中学生＞



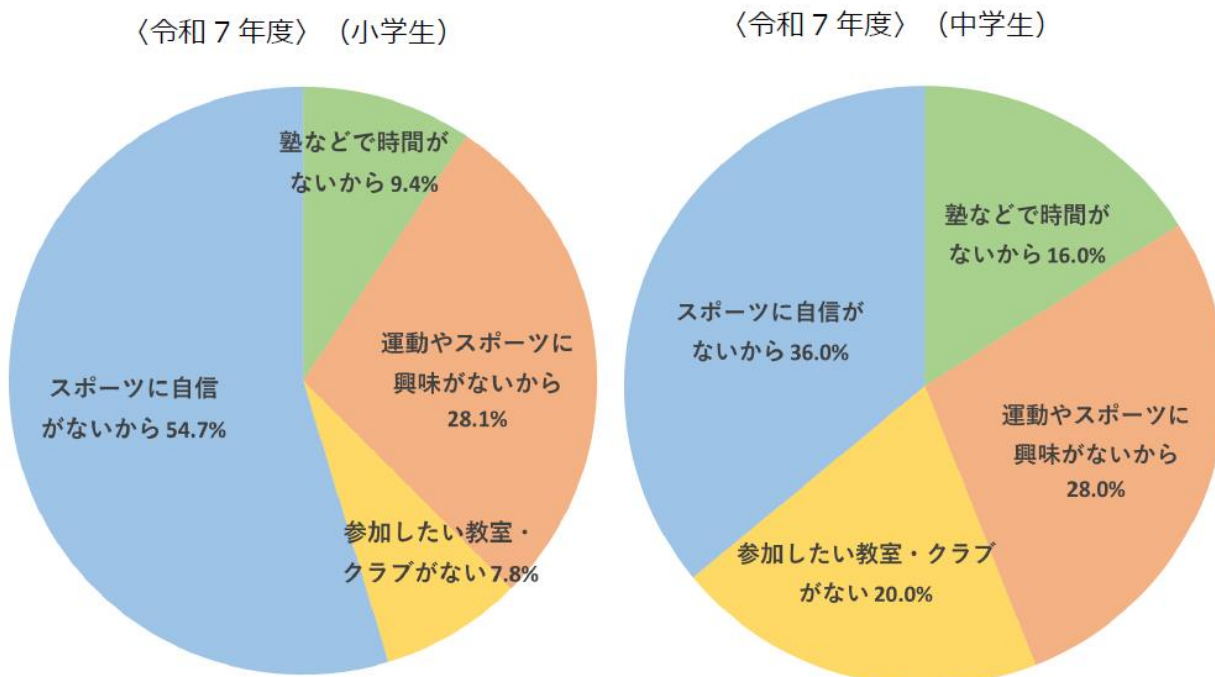
〈第2期スポーツ推進計画 アンケート〉

〈令和 7 年 アンケート再掲〉

問 7:授業以外でどのくらいのペースで運動やスポーツをしますか？



問 8:運動やスポーツをあまりしない・全くしない理由は何ですか？



【施策の方向】

- 1) 生活実態・体力実態調査の実施
- 2) 幼児・子どもたちの運動やスポーツの機会拡大
- 3) 学校体育、地域クラブの充実

【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：子ども教育課

主な取組
○ 町内の小・中学校の生活実態や体力実態の調査を行い、その改善策を検討します。
○ 幼児期からの運動習慣の形成を図るため、関係機関と連携し、遊びを通じた身体活動の機会を拡充するとともに、身近な場所で気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。
○ スポーツ少年団の活動の促進のための支援を行います。
○ 関係機関の協力のもとに、外部指導者の活用などを推進します。
○ 県、町の補助による事業の活用を促進します。
○ 地域クラブ運営の安定化を図るため、事務局支援、町施設の優先利用、県・国補助制度の活用など、財政面や運営面の体制整備を進めます。

❖ 2 気軽にできるスポーツ推進 ❖

【現状と課題】

(1) 運動不足の自覚

スポーツ庁が実施した 令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、「運動不足を感じる」ことについて、女性の81.3%、男性の73.6%が「大いに感じる」または「ある程度感じる」と回答しており、特に女性において深刻な自覚が示されました。

さらにこの調査では、特に働き盛り世代（20代～40代）において、その傾向が強く表れており、性別や年代による認識の差も浮き彫りになっています。

このような調査結果から、運動不足は単なる習慣の問題にとどまらず、住民の健康意識を根底から揺さぶる深刻な現代的課題といえます。

本町においても、改めて町民が、「身近で、気軽にスポーツを楽しめる環境や機会」を提供することは重要です。

年代別スポーツ実施希望率とスポーツ実施率（全体、男性、女性）



令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（令和6年11月調査）週1日以上の「運動・スポーツ実施率」

(2) スポーツを行う「動機」とその背景にあるギャップ

当該調査によると、週1回以上スポーツをする理由として、以下が上位回答となっています

「健康のため」・・・80.6%

「体力増進・維持のため」・・・55.4%

「運動不足を感じるから」・・・44.1%

これらの結果から、多くの人が“健康づくり”を目的に運動への期待を抱いている一方で、その実践には一定のハードルが存在し、希望と行動の間に乖離があることが読み取れます。

(3) スポーツ実施率の現状と地域的比較

当該調査によれば、令和6年の20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は52.5%、令和4年は52.3%であり、令和4年から6年までほぼ横ばいの傾向で、令和6年において、男性は55.6%、女性は49.6%となり女性の実施率が低く、男女間で格差が顕在しています。

一方、都道府県別実施率（週1日以上、令和4年から6年の合算）を見てみると、新潟県は47.7%で、全国で41位という低い数値となっています。この数値は、県民の運動意欲が低いことを示しており、健康維持の観点から1人ひとりがスポーツ実施に関心を持つことが必要と考えます。

(4) 運動への関心と環境整備の必要性

他の調査項目を見ると、「運動不足を感じる」人の割合が77.4%と高く、この結果は、運動の重要性は理解しているものの、実際の行動につながっていない人の存在が高いことを示しており、町民が日常生活の中で、無理なくスポーツに親しめるように運動機会を「もっと身近に」「もっと楽しく」する環境整備が必要と考えます。

【施策の方向】

- 1) 運動プログラムの充実、段階的な運動指導・健康づくりの推進
- 2) スポーツイベントや大会の開催によるスポーツ人口の拡大
- 3) 既存スポーツ施設の充実と運営改善

【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：保健福祉課、総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 運動プログラムを充実させるとともに、段階的な運動指導や健康づくりに対する啓発活動等を進めます。
○ 指導者の養成及び確保のほか、関係団体との連携により、健康づくり事業を開催します。
○ 各スポーツ関係団体等との連携により、各種のスポーツイベントや大会を開催します。
○ 多世代や多様な興味・関心を有する人が交流できるスポーツ事業を開催します。
○ 既存の体育施設、広場や公園等の安全管理を徹底します。
○ 運動やスポーツを行う拠点づくりを推進します。

◆ 3 親子で楽しめるスポーツ推進 ◆

【現状と課題】

親子で楽しめるスポーツを推進するためには、親子が一緒に体を動かし、スポーツを通じてふれあう機会を増やしていくことが重要です。親子で運動を楽しみながらコミュニケーションを深めることは、子どもの健やかな成長だけでなく、子育て世代の健康づくりや家族の絆を深めることにもつながります。

また、子どもの頃の運動やスポーツの経験は、心身の発達や将来にわたってスポーツに親しむ基礎となります。新潟県のスポーツ推進計画でも、「子どもの多様なスポーツ機会の提供」が重要な施策として位置づけられており、幼児期からの運動遊びや、親子で楽しめる運動体験の充実が求められています。

さらに、親同士や子ども同士が自然に交流できる場をつくることも大切です。そのためには、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やイベント、短時間でも参加しやすい体操やレクリエーション、地域クラブを活用した

交流型スポーツプログラムなど、参加しやすい工夫を取り入れた取組が必要です。

こうした活動を通じて、家族や地域全体で運動やスポーツの楽しさを共有し、子どもたちの健やかな成長と健康づくりを支えていくことが求められます。

これらを踏まえ、今後は、次のような取組が必要となります。

- ア) 多忙な親が参加しやすい、預かり保育付きの親子運動プログラム等の導入
- イ) 幼児期からの運動遊びや体験を通じて、心身と健康の基礎を育む環境の整備
- ウ) 「親子」「親同士」「子ども同士」が自然に出会い、運動を楽しむような交流重視のプログラム設計

【施策の方向】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1) 子育て期のスポーツ・運動環境や機会の充実2) スポーツ事業の参加形態やプログラムの工夫3) ニュースポーツやレクリエーション種目の普及・発展 |
|---|

【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携： 総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 親が安心してスポーツに参加できるように、スポーツ施設内に託児スペースを確保します。
○ 「幼児スポーツ教室」や「親子ミニ運動会」を開催します。
○ 親子で気軽にスポーツを楽しむことができるように、世代を超え、誰もが自由に参加できる機会を設定します。
○ ニュースポーツや家族みんなでスポーツに関わり合いをもてるようなレクリエーション要素を取り入れたスポーツイベントを開催します。

◆ 4 高齢者のスポーツ推進 ◆

【現状と課題】

本町の総人口は、令和2年以降、緩やかな減少傾向にあります。令和5年時点では13,987人、令和6年には13,958人となっており、今後も人口減少が続くことが見込まれます。

一方で、65歳以上の高齢者人口は令和5年で3,691人、令和6年には3,709人となっており、高齢化率は26.4%から26.6%へ微増しています。全国平均（令和5年時点29.1%）と比較するとやや低い水準にあるものの、町内においても高齢化の進行は確実に進んでいます。

＜本町の人口推移＞

区分 年度	人 口 (人)				老人人口比 (%)		
	総人口 (A)	60歳以上人口 (a)	65歳以上人口 (b)	75歳以上人口 (c)	60歳以上 $a/A \times 100$	65歳以上 $b/A \times 100$	75歳以上 $c/A \times 100$
R2	14,124	4,448	3,597	1,665	31.5	25.5	11.8
R3	14,078	4,431	3,580	1,671	31.5	25.4	11.9
R4	14,074	4,486	3,644	1,764	31.9	25.9	12.5
R5	13,987	4,502	3,691	1,831	32.2	26.4	13.1
R6	13,958	4,504	3,709	1,932	32.3	26.6	13.8

(聖籠町町民課)

高齢社会の本格的な到来に伴い、高齢者の体力づくりや健康維持は、健康寿命の延伸、介護予防、そしてQOL（Quality of Life：人間らしく満足した生活の質）向上の観点から、ますます重要な課題となっています。

高齢者が健康で自立した生活をするためには、自らが健康づくりを意識し、日常生活の中で軽度な運動や体操などに継続的に取り組むことが望まれます。たとえば、ウォーキングや健康体操、ダンスなど、比較的取り組みやすい軽運動を希望する高齢者は多く、こうしたニーズに応える環境整備が求められます。

一方で、運動や食生活の改善を必要としない、あるいは意欲を持たない高齢者も一定数存在します。こうした方々に対しては、運動習慣の重要性やスポーツがもたらす健康効果を分かりやすく伝え、運動やスポーツの実施を促すための普及啓発活動が不可欠といえます。

これらを踏まえることにより、今後は、次のような取組が必要となります。

ア) 運動機会の創出と多様化への対応

ウォーキングや体操教室、ダンスなど、無理なく楽しく続けられるプログラムの提供

イ) 参加しやすい環境整備

屋内外の運動施設や交流拠点を活用し、身近な場所でスポーツを実施できる機会の確保

ウ) 普及啓発の強化

スポーツの効果や健康への影響について情報発信を行い、意識改革の促進

エ) 多世代交流の推進

高齢者と子ども世代、働き盛り世代が一緒に楽しめる事業の企画による地域のつながりを強化

【施策の方向】

- | |
|--|
| <p>1) 身近な地域で気軽に参加できる運動機会の提供</p> <p>2) 様々な運動プログラムの提供など運動機会の充実</p> <p>3) 社会教育・保健福祉・医療機関等と連携した健康づくりプログラムの開発</p> |
|--|

【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携：長寿支援課、保健福祉課

子ども教育課、総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 高齢者と子どもが交流できるイベントの開催や学校などの教育活動と連携した取組を進めます。
○ 町内会、老人会など健康への意識づくりや高齢者に適した身体運動の紹介を行います。
○ 高齢者が継続的に運動することができるよう各地区に高齢者向けの「健康教室」を開催します。
○ 高齢者体力テストの普及と継続的な測定機会を設定します。
○ 高齢者が参加しやすくなるような「町内健康ウォーク」の開催をします。
○ 専門的技能をもつ指導者によるスポーツ事業を推進します。

◆ 5 障がい者のスポーツ推進 ◆

【現状と課題】

障がい者にとってスポーツは、体力や身体機能の維持・改善、健康の保持増進といった側面にとどまらず、自己の可能性の発見や社会参加の促進、自立の後押しといった重要な意義を有しています。国プラン及び県プランにおいても、共生社会の実現に向け、障がい者が身近にスポーツに親しめる環境づくりの重要性が明示されています。

一方、本町における障がい者のスポーツ実施率は依然として低調であるといえることから、以下の取組の強化が求められています。

ア) スポーツ機会の拡充と環境整備

障がいのある人が身近な地域で気軽にスポーツに触れられるよう初心者向けの体験教室や見学会の開催、障がい者向けイベント及び利用しやすく安全なスポーツ施設の整備・改善による誰もが年齢・障がいなどに関係なくアクセスできる利便性の向上

イ) 拠点の整備と参加支援

障がい者が継続的に活動できる地域拠点を確保・整備するとともに、送迎支援や用具の貸出、参加促進キャンペーンなどにより、運動開始のハードルを下げることによる参加への第一歩の後押し

ウ) バリアフリー化と地域連携の強化

スポーツ施設や関連公共施設のバリアフリー化の着実な推進に加え、地域住民やボランティア団体と連携し、障がい者のスポーツ活動を支援するネットワーク体制の構築及び仲間づくりや社会的交流の促進にもつながる仕組みづくり

エ) 指導者の育成と配置

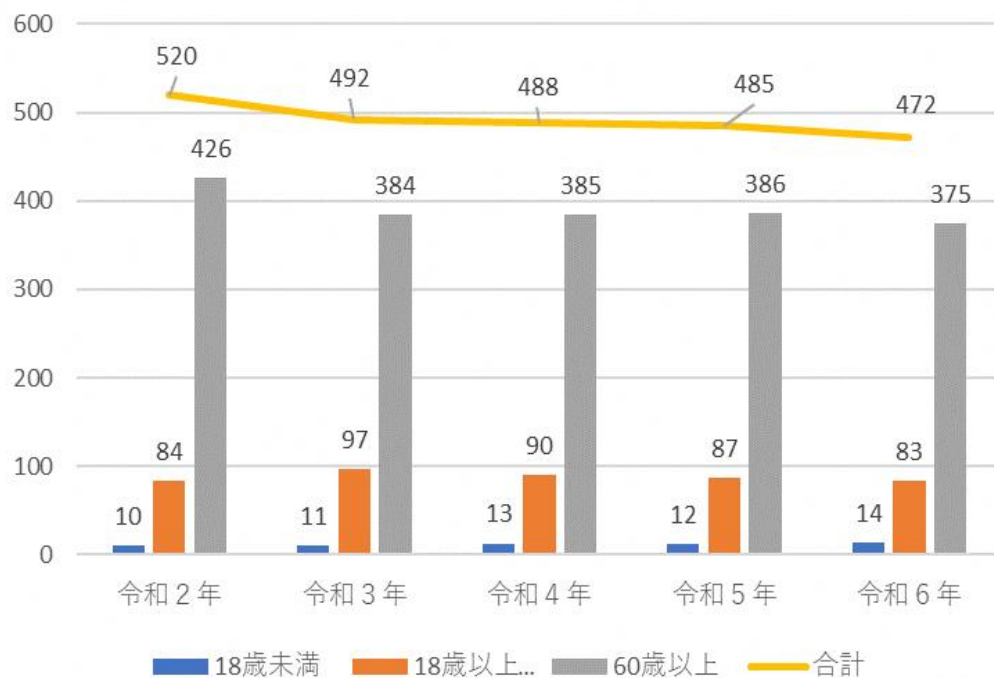
障がいの特性に応じた適切な運動指導を行えるよう、専門的知識を備えた指導者の養成と確保及び町内外の関係機関と連携による研修体制の整備や実地支援の仕組みづくり

オ) 大会参加や理解促進の機会創出

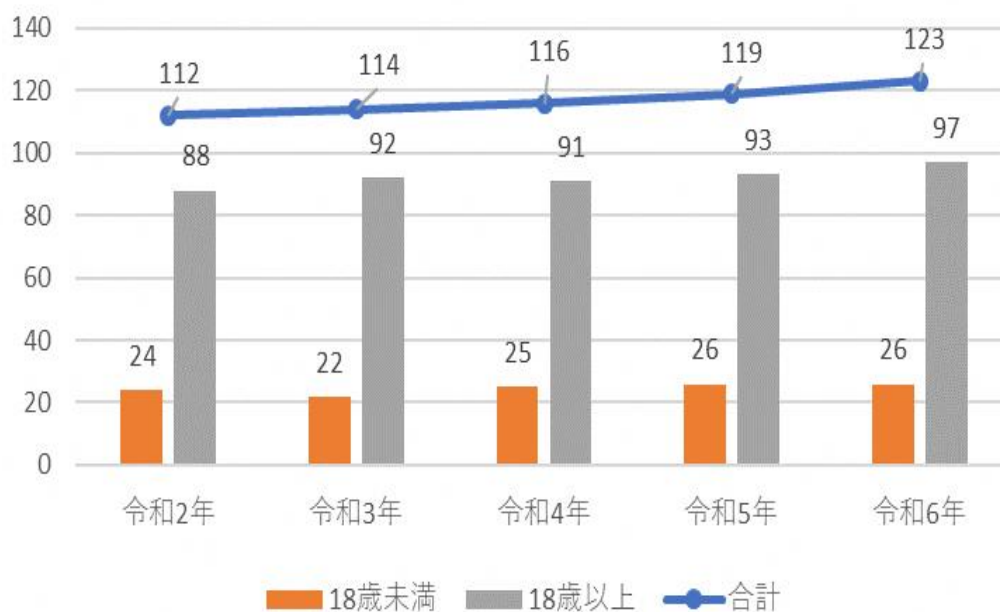
パラリンピックをはじめとする障がい者スポーツ大会は、障がい者にとって目標となるとともに、町民の理解促進や感動の共有の機会でもあることから、大会参加の支援や開催への協力体制を強化及び全町的な理解と応援の輪の醸成

<本町の障がい者の状況 : 聖籠町保健福祉課「聖籠町の保健福祉の動向」>

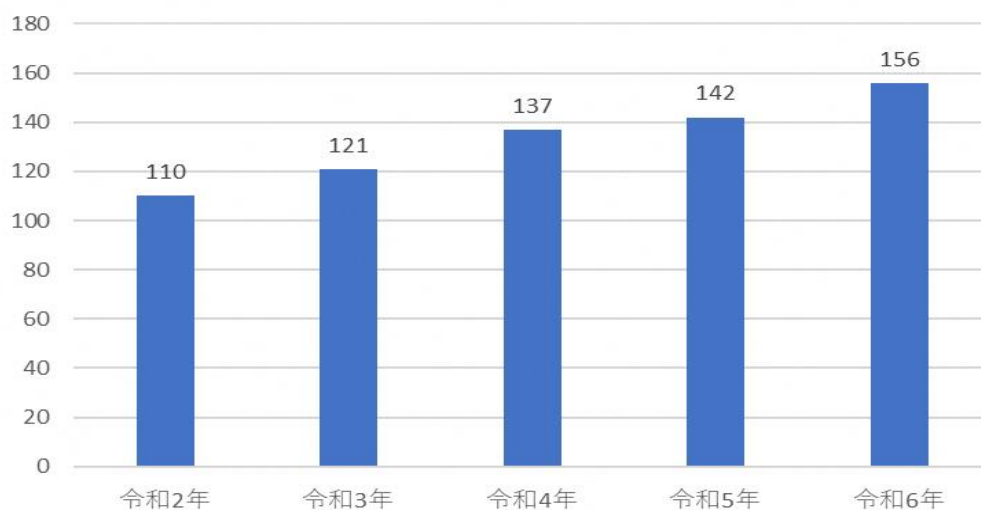
<身体障害者手帳所持者数の推移>



<療育（知的障がい者）手帳所持者数の推移>



＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞



【施策の方向】

- 1) 障がい者スポーツの実態調査
- 2) 障がい者スポーツの体制整備
- 3) 障がい者が身近に参加できる環境の充実や合理的配慮

【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：保健福祉課、町社会福祉協議会

総合型地域スポーツクラブ

主な取組	
○	本町における障がいのある人の実態及び、スポーツ活動に対するニーズを把握し、参加を推進します。
○	関係する機関が連携し、障がい者に関わる情報交換を図ります。
○	関係機関との連携を深め、多様なスポーツ指導者やボランティアの養成・確保に努めます。
○	通路やトイレ施設など障がい者にとって使いやすい施設となるよう、一層の施設設備の充実を図ります。
○	障がいの有無にかかわらず遊びを通して共に育ちあうこと、親子共々仲間づくりをすることを目的に、「あそび教室」を開催します。乳幼児健康診査からことばの遅れや遊び不足の親子に積極的に参加を勧めていきます。 (第4期聖籠町障がい福祉計画参照)
○	近隣市町村の団体・サークル等と連携し、活動機会を確保します。

第2節 競技スポーツの振興

～ジュニア・シニアの育成と支援体制の整備～

基本方針

本町では、スポーツの持つ多様な価値を尊重し、あらゆる世代が楽しみながら取り組める環境づくりを進めています。その中で「競技スポーツ（競うスポーツ）」は、体力・技術の向上を目指して挑戦を続ける活動であると同時に、地域の誇りや活力の源でもあります。

競技スポーツは、選手個人の可能性を広げ、夢や目標に向かって努力する姿勢を育むとともに、地域住民に勇気や感動を与える存在です。特に、全国大会や国際大会で活躍する町出身の選手やチームの姿は、町民にとって大きな誇りであり、次世代の子どもたちにとっても大きな励みとなります。

これらを踏まえ、以下のとおり推進します。

- 競技力向上に向けた選手・指導者の育成、競技を継続できる環境整備及び地域に根差した競技スポーツ文化の醸成に向けた積極的な支援を実施

推進目標

整No.	評価指標	現在値（R7年度）	目標値（R17年度）
①	スポーツクラブやスポーツ教室の加入率	小学生 59.8% 中学生 73.7%	小学生 80% 中学生 90%
②	全国規模スポーツ大会出場者数 (R6芸術・スポーツ文化振興奨励金交付件数)	70件	80件
③	障がい者のスポーツ大会の開催	1回	3回
④	地域展開指導者数	35人 (10クラブ)	37人 (11クラブ)

推進項目

- 1 ジュニアを主体とした競技力向上
- 2 指導者の育成、資質向上の取組
- 3 障がい者の競技スポーツ推進

推進項目ごとの方策

❖ 1 ジュニアを主体とした競技力向上 ❖

【現状と課題】

(1) 全国大会での活躍と町の誇り

本町では、近年において相撲、柔道などの競技で全国大会、県大会等の優勝者を含む複数の入賞者を輩出しており、ジュニア世代の活躍が町民に大きな誇りと希望をもたらしています。このような成功事例は、スポーツ振興の象徴であるとともに、後進の育成にも好影響を与えています。

(2) 選手育成・競技団体支援の取組

本町では、競技大会の開催支援、競技団体への補助、国、県大会等出場の優秀な選手への奨励金制度を通じて、競技力向上を目指す取組を実施しており、今後は、より体系的・持続的な支援が求められるため、既存制度を評価し見直すことで競技団体と連携した人材育成プログラムの構築が必要となります。

(3) 女子ジュニア層への支援の必要性

スポーツ少年団活動や総合型地域スポーツクラブ「特定非営利活動法人スポネットせいろう」（以下「スポネットせいろう」という。）が実施する多様なスポーツ教室の展開により、裾野の拡大が図られていますが、小中学生女子の加入率が依然として低い傾向にあります。これは国プランや県プランでも同様に指摘されている課題でもあり、女子アスリートへの支援強化、性別に配慮した指導体制の整備、女子が継続的に参加できる競技環境の創出が重要となります。

(4) 学校・地域展開による競技スポーツの振興

中学校では運動部活動が中心的な役割を果たしていますが、地域と連携した「地域展開」への対応や、競技スポーツの継続的实施体制の確立が求められます。国プランでも「部活動の地域展開」「運動部活動指導者の支援体制整備」が明記されており、本町においても町教育委員会・スポーツ関係団体と連携した実施体制の強化が課題となっています。

【施策の方向】

- 1) ジュニア選手の強化・育成
- 2) 競技団体の主体的な一貫指導体制の構築
- 3) 選手・指導者への支援体制の充実



【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携：総合型地域スポーツクラブ
町立小中学校

主な取組
○ 次世代のアスリートとして活躍する選手が聖籠町から生まれるよう、ジュニア選手の強化・育成に取り組みます。
○ 多様化するニーズに対応し、小学生から中学生において計画的な一貫指導体制の確立に努めます。
○ 選手、指導者が地元で活動できる支援体制の充実を図り、競技団体と連携し、専門性の高い指導者の養成を計画的に行います。
○ 指導者育成のために講習会・研修会への積極的な参加を図ります。

◆ 2 指導者の育成・資質向上の取組 ◆

【現状と課題】

(1) 指導者の重要性と課題

競技スポーツの振興と、住民の継続的なスポーツ実践の促進には、質の高いスポーツ指導者の育成と安定的な確保が不可欠です。とりわけ、子どもから高齢者、障がい者まで、多様な住民が安全かつ楽しく運動に参加できるようにするには、目的・年齢・特性に応じた柔軟な指導ができる人材の確保が求められています。

近年は、スポーツの多様化や学校部活動の地域展開などにより、地域における指導者の役割は一層大きくなっており、従来の競技指導に加えて、「生涯スポーツとしての支援」や「参加促進型の指導」に対応できる人材の育成が急務となっています。

(2) 国プラン・県プランの方向性

◇ 国プラン

- ・地域スポーツの担い手としての指導者の確保・育成
- ・多様なニーズに対応できる柔軟な指導スタイルの普及
- ・教育・福祉・医療との連携による人材のネットワーク化
- ・障がい者・高齢者・女性等に対応できる“やさしい指導”の育成

◇ 県プラン

- ・スポーツ指導者等に対する研修機会の充実
- ・各種スポーツ団体・競技団体との連携による人材バンクの整備
- ・市町村レベルでの人材発掘と地域定着支援

(3) 求められる町の取組

これらを踏まえることにより、本町では以下の取組が肝要となります。

● 多様な指導者像の確保

競技スポーツ指導に限らず、以下のような役割を担う人材を幅広く指導者と捉えた段階的・多面的な育成

- ア) 子どもや高齢者への健康運動指導ができる人材
- イ) 障がいのある方に寄り添える「支援型」指導者
- ウ) 地域イベントやレクリエーションの進行役・企画役
- エ) 若手や女性の新規参入を支援する「スポーツ推進員」

● 研修機会と成長の場の提供

スポーツ推進委員、地域クラブの代表、競技団体指導者などを対象に、以下を想定した定期的なスキルアップ研修・交流機会の設定

- ア) 年齢や発達段階に応じた指導法
- イ) 安全管理と救急対応
- ウ) ジェンダー配慮、ハラスメント防止
- エ) 心理的サポート（メンタルケア）

● 地域展開と支援体制の構築

- ア) 学校部活動の地域展開に対応するため、町内クラブやスポーツ団体との連携強化を図り、指導者が地域に根付く仕組みづくり
- イ) 高校生・大学生・元競技者等の若年層や女性の参画を後押しし、「教えること」自体を学ぶ場（リーダー養成プログラム等）の設定
- ウ) イベント・大会を活用して町内外のトップ指導者との接点を増やし、地域指導者の刺激と学びの場の設定

● 指導者拡充による競技スポーツ振興の好循環化

優れた指導者の存在は、住民のスポーツ定着率を高めるとともに、競技力向上や町民の誇りにつなげるため、「教える人」もまた「育てられる」仕組みづくりによる持続的なスポーツ環境の実現

【施策の方向】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1) 各種スポーツ団体の連携2) 専門的な指導者の養成・確保3) 指導者講習会・研修会の開催 |
|--|

【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携： 総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 各種スポーツ団体と連携して、高い指導技術や幅広い知識、実技技能を有する指導者の育成・確保と地域への定着を図ります。
○ 多様化するスポーツニーズに対応し、対象者のレベルに応じた指導が行われるよう、レクリエーション指導者、スポーツリーダー、障がい者スポーツなどの専門的な高い指導技術や幅広い知識、実技技能を有する指導者の育成・確保に努めます。
○ 各種スポーツ団体などに働きかけ、指導者講習会や研修会などの参加機会を提供し、資質・指導力の向上を図ります。
○ スポーツ推進委員の役割を十分に周知し、町民に対して、スポーツの指導及び普及並びに推進に努めます。

◆ 3 障がい者の競技スポーツ推進 ◆

【現状と課題】

スポーツは、障がいのある方にとって、身体機能の維持・向上や健康の増進に資するだけでなく、社会参加や自立の促進にも重要な役割を果たします。

国プランでは、障がいの有無に関わらずスポーツに親しめる「共生社会の実現」が掲げられており、誰もが参加できるスポーツ環境の整備が求められています。

県プランでも、「障害者スポーツを支える人材育成」や「地域におけるスポーツ拠点整備」「交流の場の創出」が明記されており、障がい者のスポーツ実施率の向上が重要な課題とされています。

本町においては、障がいのある方の競技スポーツへの参加機会が限られている状況にあり、たとえ意欲を持っていても「どこで始められるのか分からない」「練習機会が少ない」などの潜在的なハードルが存在すると考えられます。

特に以下のような課題が抽出されます。

ア) 練習場所や指導者の不足による継続的な活動が困難

イ) 競技団体や既存クラブとの接点が少なく、初めて取り組む機会が得にくい

ウ) 競技の情報や支援制度に関する情報発信の不足

このような状況から、今後は、町内外の関係団体や教育・福祉・スポーツ団体との連携強化を図り、障がい者がスポーツに親しみ、競技に挑戦できる機会の拡充が必要となります。

併せて、パラリンピックや障がい者スポーツ大会への参加支援を通じて、競技意欲の喚起と障がい者アスリートの育成を図るとともに、町民全体の障がい者スポーツへの理解促進が必要となります。

【施策の方向】

- 1) 障がい者スポーツ選手の育成・強化
- 2) 障がい者スポーツ大会の開催
- 3) 障がい者スポーツ関係団体との連携
- 4) 障がい者スポーツ指導員の養成・確保

【具体的施策】

主管課：社会教育課 連携：保健福祉課、社会福祉協議会、
総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 障がい者スポーツへの理解促進を図るとともに、選手の発掘・育成につなげるための取組や組織体制づくりを進めます。
○ 障がい者スポーツ講習会や障がい者スポーツ大会を開催したり、大会への派遣を支援します。
○ 障がい者にかかわる関係団体と既存のスポーツ団体が連携し、障がい者の競技スポーツの推進に努めます。
○ 障がい特性に応じたスポーツの指導に必要な知識及び技術について講習会を開き、パラスポーツ指導員の養成に努めます。



第3節 支える人材の育成

～指導者・ボランティア・団体支援～

基本方針

本町では、町民が生涯にわたりスポーツに親しみ、地域の中で継続的に運動や交流の機会を得られるよう、「支えるスポーツ」の充実に取り組んでいます。

この「支えるスポーツ」とは、指導者やボランティア、運営スタッフ、地域団体などが連携し、スポーツ活動を支援する体制を構築・維持する取り組みを指します。

町内には、総合型地域スポーツクラブ「スポネットせいらう」があり、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象にスポーツ教室やイベントを展開しています。また、スポーツ推進委員、スポーツ少年団、老人クラブ、各種競技団体と連携し、地域住民の自主的・継続的な活動ができる環境整備を促進しています。

こうした既存の支援体制をさらに強化するためには、スポーツ活動を支える人材の「育成」と「確保」が不可欠です。国プランでも、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という3つの視点のうち、「支える人材」の存在が地域スポーツの持続可能性を支える基盤であると位置づけられています。県プランにおいても、スポーツボランティアや指導者の層を厚くし、世代交代を含めた継続的な人材確保の必要性が強調されています。

しかし、現在、指導者や運営支援者の高齢化、後継者不足、若年層の参画の少なさなどの課題が見られます。

これらを踏まえ、以下のとおり推進します。

- 地域のスポーツ団体や学校と連携し、若年層や女性など多様な人材が関われる仕組みを整備
- 研修会や講習会の開催によるスキル向上支援、および外部講師の活用による専門性を確保
- スポーツボランティアの役割の見える化や表彰制度の導入により、地域貢献の意識を向上
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員会を中心とした、人材発掘・育成の体制を強化
- イベント開催時の実践的なボランティア参加機会の提供を通じた実地型の人材を育成

また、これらを通じて、町民一人ひとりが自らのライフステージに応じて「支える側」としてスポーツに関わることができるような環境を整備し、「誰もが支え手になれるまちづくり」を目指します。支える人材の育成は、単にスポーツの裏方ではなく、地域コミュニティの活性化と、住民の誇りとつながりを生み出す活動として、今後も町の重要な柱となります。

推進目標			
整No.	評価指標	現在値	目標値（R17年度）
①	地域展開指導者数（R7）（再掲）	35人 （10クラブ）	37人 （11クラブ）
②	町内運動施設利用者数（R6）	124,298人	130,000人

推進項目
1 協働する総合型地域スポーツクラブの支援 2 スポーツボランティアの育成 3 フィジカルフィットネスサポートの充実 4 民間組織との連携 5 行政組織における連携体制整備

推進項目ごとの方策

❖ 1 協働する総合型地域スポーツクラブの支援 ❖

【現状と課題】

総合型地域スポーツクラブは、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動をするものとして平成7年度から国の育成が開始され、平成10年のNPO法※1)施行を背景に法人化が進みました。

そのような中、町民を主体に総合的なスポーツ振興を図ることをねらいとして、町主導のもとで平成18年度に新たに誕生した「スポネットせいろう」は、総合型地域スポーツクラブとして、子どもから高齢者までの地域住民が気軽に参加できるスポーツ活動を総合的に展開しています。

そして、町は、より多くの町民がスポーツに参加しやすい場を提供するため、スポーツ教室・イベント、スポーツ推進委員運営その他の町スポーツ関連事業を包括して当該スポーツクラブに委託するなど、連携のもとで協働しています。

※1) 「NPO法」

「特定非営利活動促進法」のことで、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与し、その社会貢献活動の健全な発展を促進することを目的とした法律

また、当該スポーツクラブは、平成23年度から町トレーニングルームの指定管理業務を受託するほか、令和4年度からは、より公益性の高い「社会的な仕組み」としての「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」※2)の適用を毎年度受けるなど、町とのより強いパートナーシップの構築に向けて取り組んでいます。

このように、町のスポーツ推進においては、協働する総合型地域スポーツクラブが地域のスポーツ拠点としての役割を担っており、今後においても、町生涯スポーツ推進計画を着実に実行するためには、スポーツを通じた「新しい公共」を担う団体として果たす役割が肝要と考えることから、推進体制におけるその位置付けを明確にするとともに、必要となる人材その他の運営基盤強化への支援策が課題となります。

※2) 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」

総合型クラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう（公財）日本スポーツ協会と都道府県スポーツ協会が関係団体と連携し策定し令和4年度から制度運用された。地方自治体等とのパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としている。令和7年度現在、本町の適用団体は1法人のみ。

【施策の方向】

- 1) 協働する総合型地域スポーツクラブの運営基盤の強化及び支援
- 2) スポーツによる地域づくりに向けた連携
- 3) 地域の特色となるスポーツイベントの開催

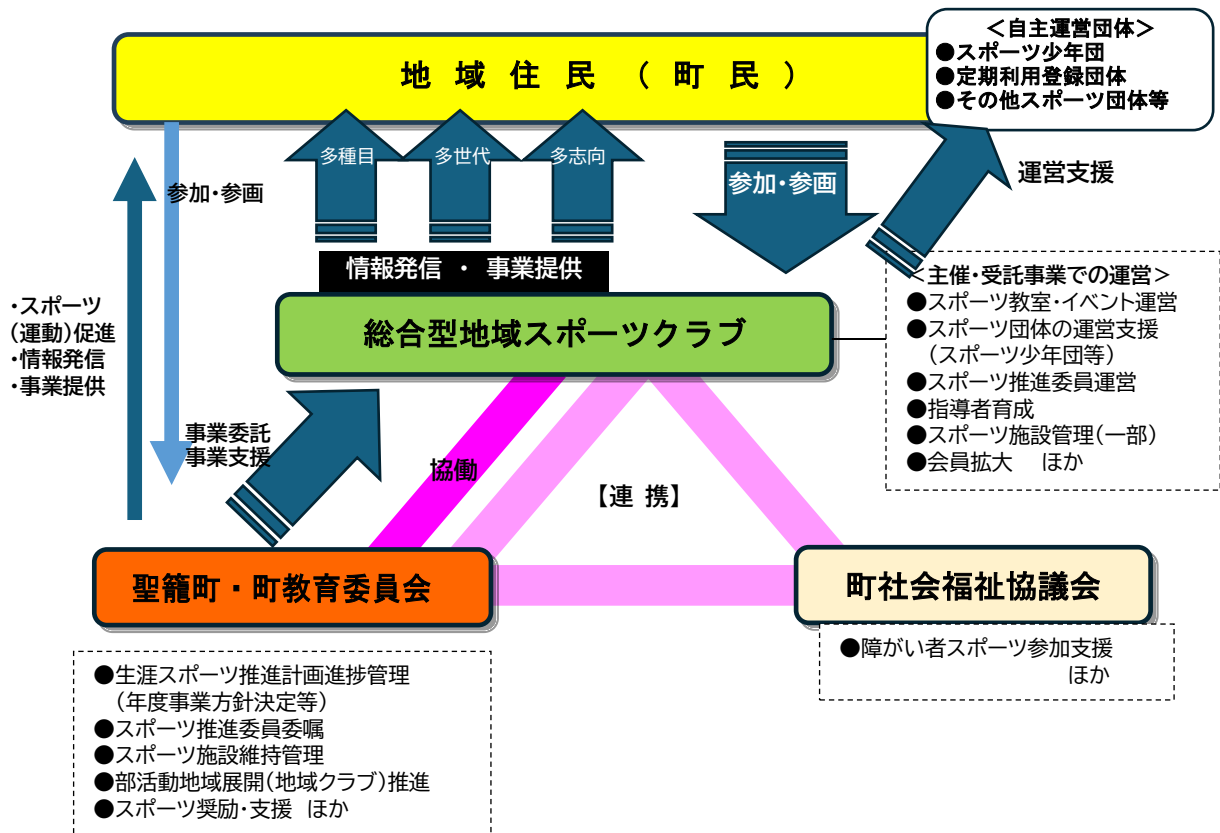
【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：保健福祉課

主な取組
○ 会費収入に頼る運営はできないため、“協働する総合型地域スポーツクラブ”（以下この項において「協働クラブ」という。）が継続的かつ自立的に活動できる体制を整えるため、助成制度や委託事業の活用など、多様な財源確保の方策について必要な情報提供や調整を行い、安定的な運営基盤の構築を支援します。
○ 町のスポーツ推進事業を協働クラブの公益性を明確にすることで、活動における町立の学校施設やスポーツ施設の利用面での各種優遇措置を講じます。
○ 町民に対し、協働クラブとの町スポーツ推進に関する認識を高めるための定期的・効果的な情報を発信します。
○ 質の向上、地域課題の解決に向け、他の総合型地域スポーツクラブとの広域的なネットワーク形成による連携の強化を促進します。
○ 協働クラブによる各種団体と連携した地域づくり事業の展開を促進し、「連帯感や一体感を形成する力」のもとでのコミュニティの活性化を図ります。
○ 協働クラブによるレクリエーションスポーツ、手軽に楽しめるスポーツなど、誰もが気軽に楽しめるスポーツ講座やイベントの実施を促進し、普及に努めます。

協働する総合型地域スポーツクラブを軸としたスポーツ推進体制



❖ 2 スポーツボランティアの育成 ❖

【現状と課題】

本町では、スポーツイベントや地域スポーツ活動の支援を担うボランティアの育成が重要な課題となっています。特に、高齢者や障がい者といった方々が安心してスポーツに参加できる環境を実現するためには、適切な支援人材の確保と育成が欠かせません。

一方で、スポーツボランティアに関する意欲には個人差があり、特に「イベントの種類によっては参加してもよい」といった限定的な関心を示す層も一定数存在しています。こうした背景を踏まえ、町では、町民が気軽にスタッフとして活動できる機会の創出と、活動を支える体制の整備が求められています。

国プランでは、地域スポーツを支える多様な人材の育成が明記されており、特に「ボランティア活動の支援体制の強化」「障がい者支援や通訳、医療支援を含む専門性のある人材の育成」などが推奨されています。

県プランにおいても、「スポーツイベント等への参画を通じて、地域貢献の意識

を醸成する仕組みづくり」が求められており、県全体としてスポーツボランティアの裾野拡大を重視しています。

今後は、スポーツ推進委員や各種競技団体との連携のもと、町内での研修会や体験機会の提供を通じて、スポーツボランティアを養成することにより、ボランティア活動の魅力の向上と継続性が期待されます。

【施策の方向】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) ボランティア環境の整備2) スポーツボランティアの活動の推進3) スポーツボランティアの人材確保・育成支援 |
|--|

【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ ボランティアに参加することができる環境整備を図ります。
○ スポーツ推進委員、スポーツ少年団、各種団体による連携促進を図りながら、スポーツボランティア活動を推進します。
○ スポーツボランティアの活動や募集情報を広く紹介・周知し、スポーツボランティアの魅力や意識啓発を図ることにより、人材の確保・育成に努めます。

◆ 3 フィジカルフィットネスサポートの充実 ◆

【現状と課題】

国プランでは、すべての国民が年齢やライフステージに応じてスポーツを楽しむ、継続できる環境を整備することが重要とされています。

また、県プランでは、日常生活の中での運動習慣形成や体力の維持・向上を目的とした取組が求められています。

本町においても、住民が主体的に健康意識を持ち、運動習慣を形成するための支援体制の充実が重要となります。特に、成人期・中高年期における健康課題の対応として、「生活習慣病予防」「ロコモティブシンドローム対策」など、ライフステージに応じた運動プログラムの整備が求められています。

【施策の方向】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 町民の運動やスポーツの実態調査2) 医療機関との連携 |
|--|

【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携：保健福祉課、総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 関係機関と連携し、体力測定やスポーツ相談などを定期的実施し、町民にメディカルチェックの機会を提供します。
○ 医療機関と連携し、生活習慣や食生活について考える機会を提供します。

❖ 4 民間組織との連携 ❖

【現状と課題】

現代の地域社会において、スポーツを持続的に推進していくためには、行政単独での対応には限界があり、「産学官民」の多様な主体が相互に連携し、それぞれが保有する資源を活用しながら協働していくことが不可欠です。

本町においては、協働する総合型地域スポーツクラブとしての「スポネットせいろう」以外の民間組織として「ジャパンサッカーカレッジ」や「NPO法人新潟スポーツコミュニティ」など、スポーツに特化した専門学校や団体と地理的にも連携しやすい環境が整っており、これらの民間団体が有する人的・物的資源を、地域のスポーツ振興や人材育成の面で活かすことが期待されます。特に、地域に根ざした企業活動とスポーツ支援を結びつけることで、地域活性化の相乗効果を生み出すことが可能になると考えられます。

また、高齢化が進む中で、健康づくりや介護予防といった視点からのスポーツの役割がますます重要になっており、医療・福祉・健康分野の専門機関と連携した取組も求められています。

国プランでも、「地域の特性に応じた関係機関のネットワーク形成」が重点課題として挙げられており、また、県プランでも「地域のスポーツ支援力の強化」として、民間企業・大学・医療機関との連携体制の構築が明記されています。

これらを踏まえ、本町においては、これら外部資源との連携を戦略的に活用し、スポーツイベントの協力、運動教室の共催、専門知識の提供などを通じて、町民の多様なニーズに応えるスポーツ環境の構築を目指すとともに、地域ぐるみでスポーツを支える体制を一層強化していく必要があります。

【施策の方向】

- 1) 利用者のニーズに応える環境整備
- 2) 専門学校や大学等との連携
- 3) 医療機関や研究機関等との連携

【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携：保健福祉課、総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 町内にあるジャパンサッカーカレッジ、NPO法人新潟スポーツコミュニティ等と連携し、利用者ニーズに応えられるような環境整備を進めます。
○ 専門学校や大学等と連携を図り、スポーツ活動における活動場所の拡大と事業の充実を図ります。
○ 町の医療機関や福祉関係、研究機関等と連携し、高齢化に対応した事業の充実を図ります。

❖ 5 行政組織・機構における連携体制の整備 ❖

【現状と課題】

本町では、協働する総合型地域スポーツクラブ「スポネットせいろう」を中心に、スポーツ推進委員、各種競技団体、町の関係部局が連携しながら、町民の多様なニーズに対応したスポーツ施策を展開してきました。こうした取組を一層推進するためには、関係部局や外部団体との横断的な連携体制を構築し、町内の各施策や地域計画（健康増進計画、高齢者福祉計画、地域包括ケアなど）との整合性を図る調整機能を強化することが求められます。

今後はスポーツ分野における専門性を持った人材の配置や、関係部署の連携会議体の設置・活性化などを通じて、より柔軟で持続的な推進体制を構築する必要があります。特に、スポーツを通じた健康づくり、地域福祉、青少年健全育成、まちづくりといった複数の分野を横断する事業については、関係機関と戦略的に協働できる体制の強化が不可欠です。

また、住民との接点となる当該協働する総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員が地域に根ざした活動を継続的に行えるよう、町としても必要な支援体制や連絡調整の仕組みを整えることで、地域スポーツの自立的な展開を支えていくことが求められています。

【施策の方向】

- 1) 行政関係機関推進組織の推進事業の促進
- 2) 既存施設の活用
- 3) 関係部署との連携
- 4) 講習会や研修会への参加
- 5) スポーツ安全推進体制の整備

【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ 生涯スポーツ推進計画に基づく事業の具体化に向けて関係機関・団体等と調整します。
○ 行政機関の協力・連携体制について具体化します。
○ 生涯スポーツ関連事業について関係機関・団体等と実施について連絡調整をするとともに、情報共有します。
○ 町総合体育館、多目的屋内運動施設、学校体育施設を競技スポーツ・生涯スポーツの中核施設として位置づけます。
○ 町既存の各種施設を有効に活用しつつ、生涯スポーツ推進計画に基づいて、スポーツの普及を進めます。
○ 関係部署・関係機関が連携を深め、効果的な事業の推進をします。
○ 町スポーツ推進委員や指導者の積極的な講習会や研修会への参加を促し、専門的な知識や技能の習得と資質向上を図ります。
○ スポーツ事故に対する傷害保険・賠償責任保険等への加入促進と施設の安全管理の強化を進め、スポーツ安全推進体制の整備を継続します。

1 行政関係機関推進組織の推進事業の促進



2 既存施設の活用



3 関係部署との連携



4 講習会や研修会への参加



5 スポーツ安全推進体制の整備



第4節 誰もが使いやすいスポーツ環境の整備

～施設の整備・情報発信～

基本方針

本町では、町民一人ひとりが安全かつ快適にスポーツに取り組めるよう、体育館や運動広場、多目的屋内施設といったスポーツをする環境の整備を進めてきました。これらの施設は、スポーツ少年団や高齢者、障がい者団体など多世代に利用されており、健康づくりと地域交流の場として重要な役割を果たしています。

一方で、近年は健康意識の高まりやライフスタイルの多様化により、町民のニーズはさらに高度化・多様化しています。トレーニングルームの在り方や、全天候型・多目的型施設、バリアフリー対応施設への期待が高まる中、既存施設の老朽化や機能面の限界も課題として浮き彫りになっています。また、地域間交流、大会開催に対応できる施設づくりや学校体育施設の地域開放の推進など、地域資源を有効活用することも求められています。

加えて、町民がスポーツを「したい」と思ったときに、必要な情報へ確実にアクセスできる環境を整えることも、スポーツ参画の促進には欠かせません。現在は町広報や施設掲示板、ホームページ等で情報発信を行っていますが、紙媒体に偏った伝達手段やタイミングのずれ、インターネットを活用しない層への届きにくさといった課題も見られます。とくに若年層や働き世代へのアプローチが弱く、リアルタイムかつ双方向の情報発信体制の整備が求められています。

これらを踏まえ、以下のとおり推進します。

- スポーツ施設の計画的な整備とともに、町民が「どこで」「いつ」「誰と」「どのように」スポーツに参加できるのかを、すぐに把握できるような情報提供の仕組みを強化
- 町民の声を反映した施設運営の改善、ユニバーサルデザインを取り入れた共生型施設への転換、公式ホームページやSNS、LINE等を活用した情報発信の強化など、ハード・ソフト両面からのアプローチを組み合わせた推進

推進目標			
整No.	評価指標	現在値（R 6 年度）	目標値（R17年度）
①	県・全国大会規模等の開催数	4 回	5 回

推進項目
1 スポーツ施設の整備・充実 2 スポーツの情報提供

推進項目ごとの方策

❖ 1 スポーツ施設の整備・充実 ❖

【現状と課題】

本町では、これまでに体育館、運動広場、多目的屋内施設などの整備を進めてきました。これらの施設は、スポーツ少年団の活動や地域の高齢者団体、障がい者団体による利用など、多世代の町民に親しまれており、町民の健康づくりや交流促進に重要な役割を果たしています。

しかしながら、これらの施設の多くは整備から相当の年数が経過しており、老朽化が進行しているのが実情です。具体的には、空調や照明設備、トイレ、出入口、観覧スペース、更衣室といった日常的な利便性や快適性に直結する設備が老朽化しており、使用者からも改善を望む声が寄せられています。

また、安全性の面でも、床材や手すり、バリアフリー未対応の箇所などが見受けられ、特に高齢者や障がいのある方にとっては、安心して利用できる環境が十分に確保されていないことも課題です。

これらの課題は、施設の利用率や満足度にも影響を及ぼしており、町としては、既存施設の機能診断を行ったうえで、計画的かつ段階的な改修・再整備が求められており、施設の多目的化や他分野との複合利用（健康・福祉・教育など）といった視点を取り入れた、持続可能な公共施設としての再編成も視野に入れる必要があります。

近年、スポーツ施設の利用促進を目的として導入している「定期利用登録団体制度」については、優先的な施設利用や使用料の優遇措置を設けているものの、登録団体数は減少傾向にあります。その背景として、登録要件である構成員数（10 人以上）を満たせない、または継続的に維持することが難しい団体が増えていること

が考えられます。少人数化や活動形態の多様化が進む中で、従来の要件が実情と合わなくなっている可能性があります。

また、体育団体については、スポーツレクリエーション祭への参加義務など、一定の活動条件が設けられていることから、文化団体と比較して制度上の負担が大きいとの指摘もあります。こうした制度の違いが、団体登録や活動継続へのハードルとなっている可能性も否定できません。

今後は、町民の意見を丁寧に把握しながら、「誰もが使いやすく、安全で快適なスポーツ施設」の実現に向け、質の高い施設環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

【施策の方向】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 既存スポーツ施設の有効活用2) 町スポーツ施設の適正な管理・運営3) 学校開放の促進 |
|---|

【具体的施策】 主管課：社会教育課 連携：総合型地域スポーツクラブ、町立小中学校

主な取組
○ 総合体育館等の町営スポーツ施設の一般利用の拡大を促進するほか、社会体育施設定期利用登録団体制度及び広域圏住民利用の在り方を見直すことにより施設利用の改善を図ります。
○ 安全で安心して利用できるよう、施設の運営・管理について、利用する町民の意見を取り入れて改善します。
○ 地域スポーツクラブの活動拠点として、学校体育施設、多目的屋内運動場の開放を促進します。
○ トイレ、体育館玄関等のバリアフリー化や更衣室などの付帯施設の改修や管理方法等の見直しを進めます。

◆ 2 スポーツ情報の提供 ◆

【現状と課題】

現代のスポーツ推進においては、町民一人ひとりが自らのライフスタイルに合ったスポーツ活動を選び、継続的に実施できるようにするための「情報の提供と伝達」が非常に重要です。また、国プランや県プランでも、情報環境の整備や情報発信力

の向上が重点的な施策として位置づけられています。

本町では、町広報、社会教育だより、施設掲示板などを通じて、町内で実施される各種スポーツイベントや講座情報を広く発信してきました。また、町ホームページでは、体育施設の利用案内や予約状況を確認できる仕組みを設け、利便性の向上に努めています。

しかし、一方で、情報の発信媒体が紙中心であることや、発信のタイミング・頻度に限界があること、インターネットを活用していない住民への情報伝達が行き届いていないといった課題も残されています。特に、スポーツ活動への参加意欲がありながらも「どこで」「いつ」「誰と」「どのように」参加できるのかが分からず、実際の行動に結びついていない方もいます。

今後は、町民がスポーツに参加したいと感じたときに、すぐに必要な情報にアクセスできるよう、より統合的で分かりやすいスポーツ情報ネットワークの整備が求められます。そのため、町の公式ホームページやSNS等を活用したリアルタイムの情報発信、メール配信・LINE通知等による個別対応の導入、多言語対応や視覚的配慮を含むユニバーサルデザインの情報提供など、デジタルとアナログを組み合わせた多層的な情報提供体制を構築していくことが重要です。

また、スポーツに直接関わらない層も含めて関心を高めてもらえるよう、イベントレポートや参加者インタビュー、動画配信などを通じて、町内スポーツの魅力や雰囲気を伝える工夫も不可欠です。町全体におけるスポーツ参画意識の醸成を図り、すべての町民が「スポーツに親しみやすい環境」を実感できるまちづくりの推進が必要となります。

【施策の方向】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) スポーツに関する機会、施設、事業等の計画的な情報の提供2) 双方向性をもった、スポーツ情報の提供 |
|--|

【具体的施策】

主管課：社会教育課

連携：総合型地域スポーツクラブ

主な取組
○ スポーツに関する各種情報についての広報活動を計画的に行います。
○ 町の公共施設案内（施設案内、施設の予約状況案内等）などのWEB発信の充実を図ります。
○ スポーツに関する町内協会、その他のクラブ・サークルが、自ら積極的に情報発信できるよう支援し、スポーツ活動の情報提供の体制への参画を促進します。

第5節 地域活性化の推進

～イベントや地域資源との連携、交流促進～

基本方針

国プランでは、スポーツの多様な関わり方として「する」「みる」「ささえる」の三視点が示され、観るスポーツを通じた「あつまり・ともに・つながる」場の創出が明記されており、また、県プランでも、スポーツによる交流機会の拡大や地域スポーツイベントの活性化が重要課題とされています。

「観る」スポーツとは、国際大会や全国大会の誘致・開催、さらには地元プロスポーツチームとの連携を通じ、トップアスリートのプレーを目の当たりにすることで、感動と興奮を町民と共有し、家族や地域住民の交流を促進する場面を指します。

本町においても、従来「スポーツ＝実際に行うもの」という認識が主流でしたが、〈観る〉スポーツを通じて「スポーツを観ること」自体が暮らしを明るく豊かにし、地域の結びつきや話題づくりの原動力となることが明らかになってきました。例えば、地元プロチームとのコラボレーションや、町内外から人を呼ぶ大会の開催実績を活かし、観戦・応援・交流を通じた“スポーツ文化”が育まれます。

これを踏まえ、以下のとおり推進します。

- 町民へのスポーツを「観る」機会と「交流する」機会を拡大し、町内外でのスポーツ振興と生涯にわたるスポーツ意識を高揚化

推進目標

整No.	評価指標	現在値（R6年度）	目標値（R17年度）
①	県・全国大会規模等の開催数（再掲）	4回	5回
②	トップアスリートによる講演会・講習会の回数	2回	3回
③	地元のプロスポーツの応援及びパブリックビューイング開催回数（アルビレックス新潟、レディース）	4回	5回

推進項目

1 観るスポーツ

推進項目ごとの方策

◆ 1 観るスポーツ ◆

【現状と課題】

本町には、プロサッカーチーム・アルビレックス新潟のトレーニング拠点「アルビレッジ」が立地しており、町民にとってスポーツが日常的に身近にある環境が整っています。アルビレッジは、サッカー場5面と陸上トラックを備え、国際ユース大会をはじめとする各種大会の会場としても活用されており、スポーツ施設として一定の規模と機能を有しています。

また、町総合体育館前には天然芝の運動場もあり、地域の競技大会やイベントに活用されています。町内にプロチームの活動拠点があることで、練習日には町内外から多くのサッカーファンが訪れ、スポーツを“観る”という文化が自然と町民の生活の中に根付きつつあります。

町としても、広報、SNSなどを通じて、プロチームの試合情報やイベント案内などを継続的に発信しており、スポーツ観戦を地域のレクリエーションや交流の機会として捉えた取り組みが行われています。

しかしながら一方で、現在の町内スポーツ施設は、町民の通常のスポーツ実施にはおおむね対応できているものの、公式競技大会の開催や観客を動員する規模のイベントには不十分な点が残されています。特に、公式大会に求められる競技エリアの条件以外にも、観客席、駐車場、宿泊施設等のハード面での対応が難しく、全国大会や県大会といった大規模大会の誘致には課題が多くあります。

今後、「観るスポーツ」を町の魅力のひとつとして推進していくためには、現在ある町内のスポーツ施設を最大限利用し、公式戦にこだわることなくプロアスリートのスキルに触れることができるよう、いかに課題を克服していくかが問われます。

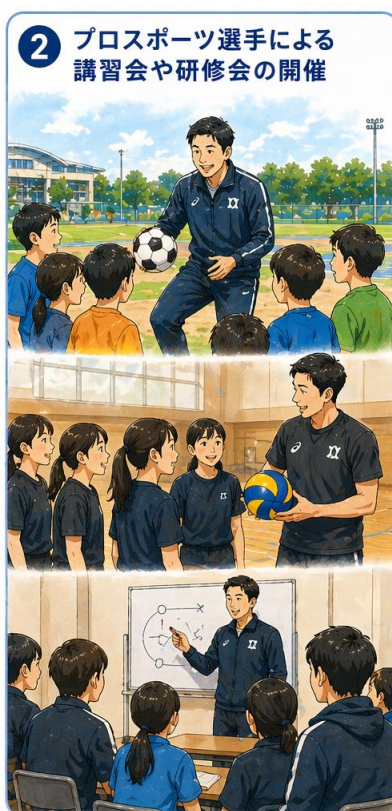
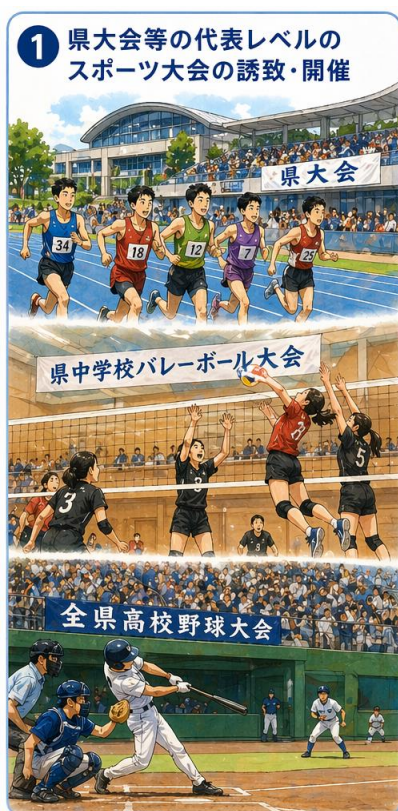
【施策の方向】

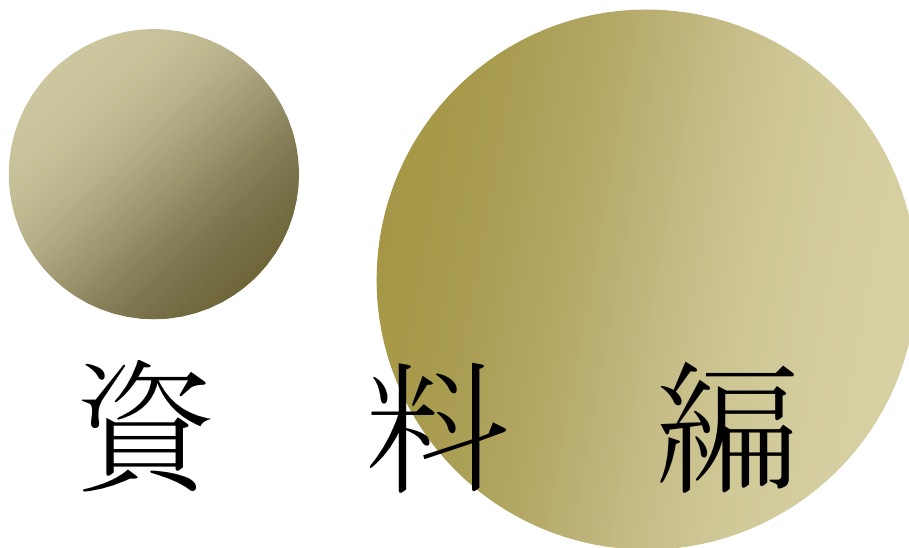
- 1) 県大会等の代表レベルのスポーツ大会の誘致・開催
- 2) プロスポーツ選手による講習会や研修会の開催
- 3) 観るスポーツの環境整備（パブリックビューイング等の開催）

【具体的施策】

主管課：社会教育課

主な取組
○ 既存施設で対応できる範囲で、代表レベルのアスリートによるハイレベルな大会の誘致や開催支援を行い、夢や希望をあたえ、自らスポーツに取り組む意欲を高めます。
○ 町民に有意義な「観るスポーツ」としてのイベントを提供するため、町民の意見を取り入れ、効率的な開催・誘致を進めます。
○ 町出身の知名度の高い競技選手や優秀選手、プロスポーツ選手による講習会や研修会などを開催します。
○ プロサッカーチームの試合観戦や幅広く効果的な情報の提供により、スポーツへの関心を高めます。
○ 公式競技が開催できる施設の充実を模索します。





資 料 編

○スポーツ推進計画策定に係るアンケート回答状況（一般用）

.....52

○スポーツ推進計画策定に係るアンケート回答状況

（町立小中学生用）

.....60

○聖籠町生涯スポーツ推進計画策定委員会名簿69

○検討会議経過70

○聖籠町加盟団体・サークル・スポーツ少年団一覧表・・・71

第 3 次スポーツ推進計画策定に係るアンケート回答状況 (一般用)

アンケート調査実施者数：1,200 名

回答数：512 名 回答率：42.6%

問 1：あなたの性別を教えてください。

男性：245 名 女性：263 名 その他：4 名

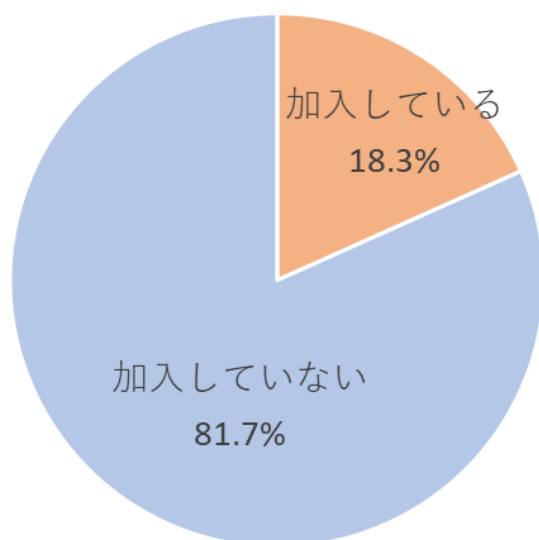
問 2：あなたの年齢を教えてください。

10 代：11 名 20 代：33 名 30 代：55 名 40 代：87 名

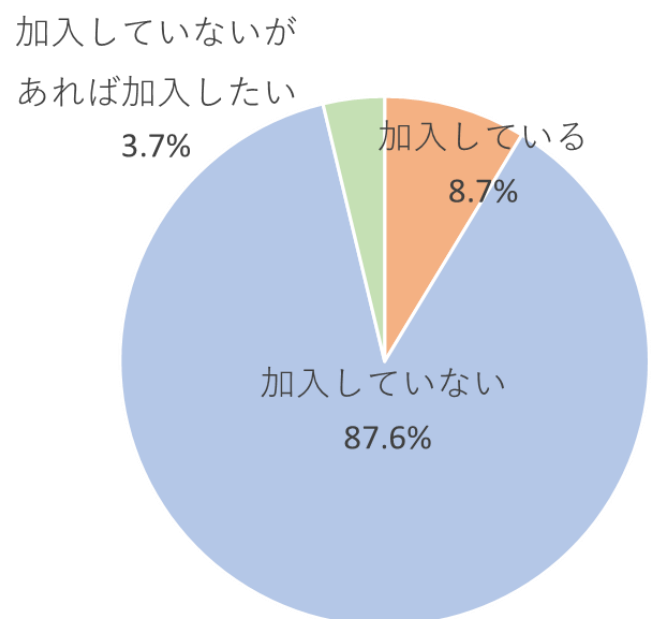
50 代：84 名 60 代：109 名 70 代以上：132 名 未回答者：1 名

問 3：あなたは運動やスポーツに関するクラブや同好会、各種スポーツ連盟・協会に加入していますか？（一般成人）

〈平成 27 年度〉（一般成人）

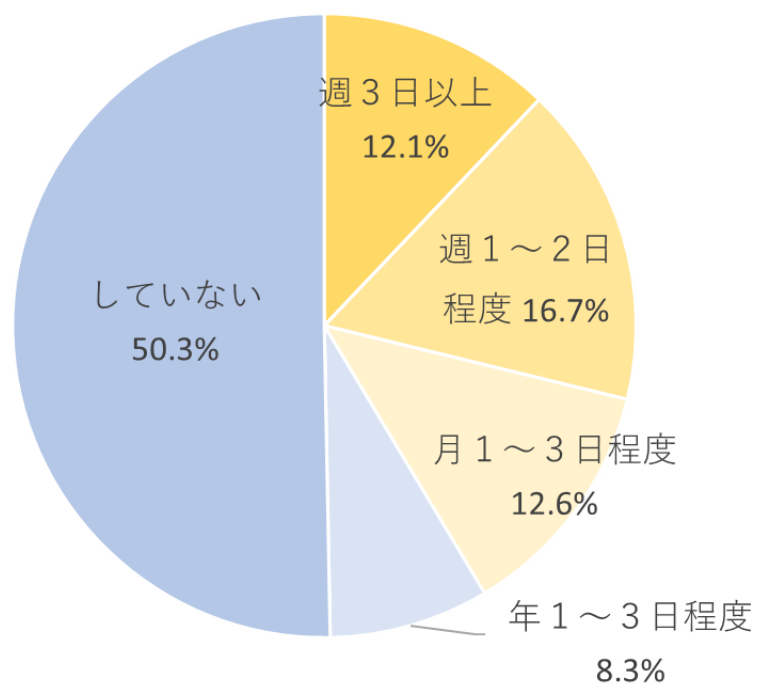


〈令和 7 年度〉（一般成人）

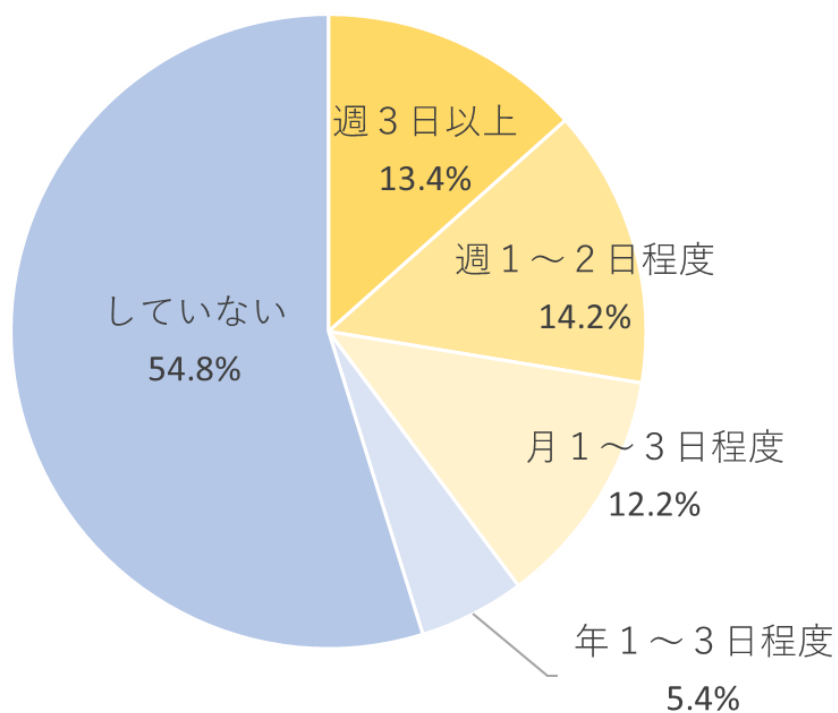


問4：あなたは現在、どれくらいの頻度で運動やスポーツをしていますか？

〈平成 27 年度〉（一般成人）

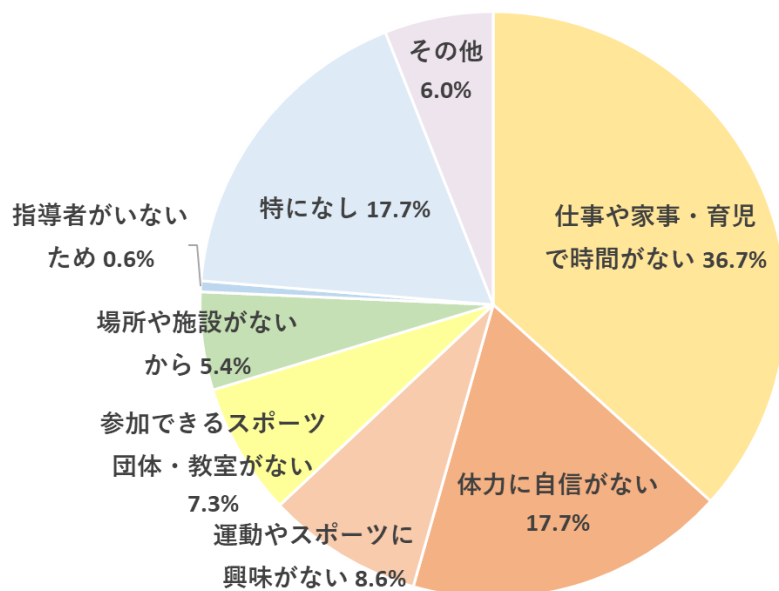


〈令和 7 年度〉（一般成人）



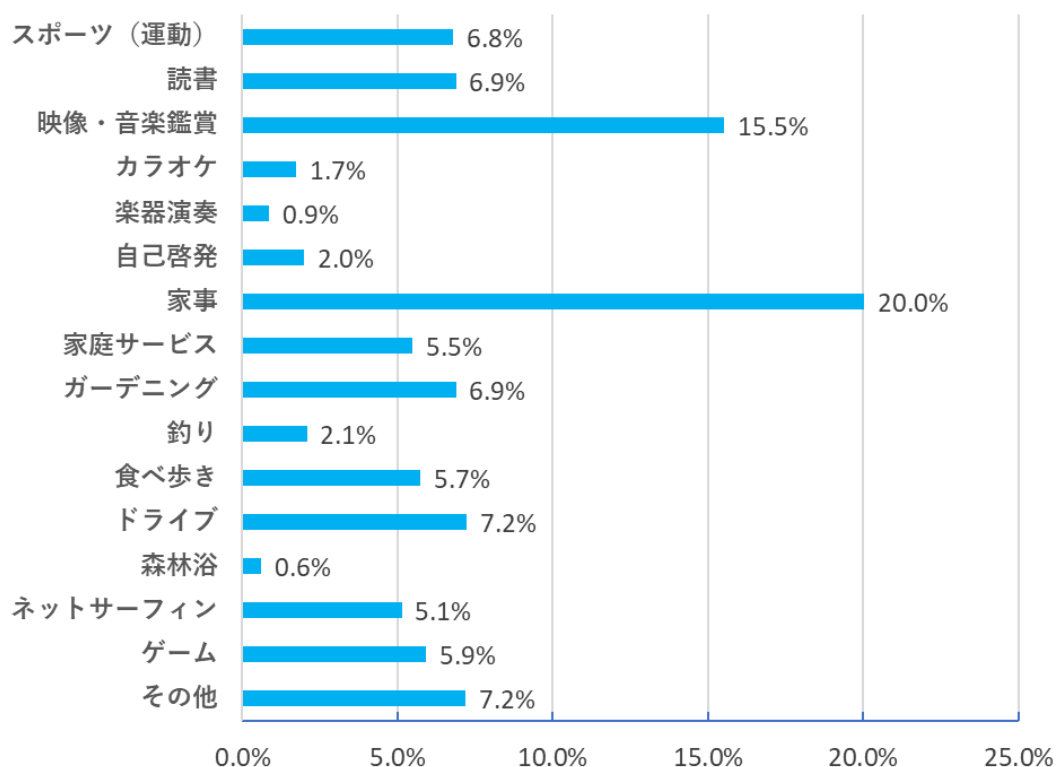
問5：スポーツをしない（できない）理由は何ですか？

〈令和7年度〉（一般成人）



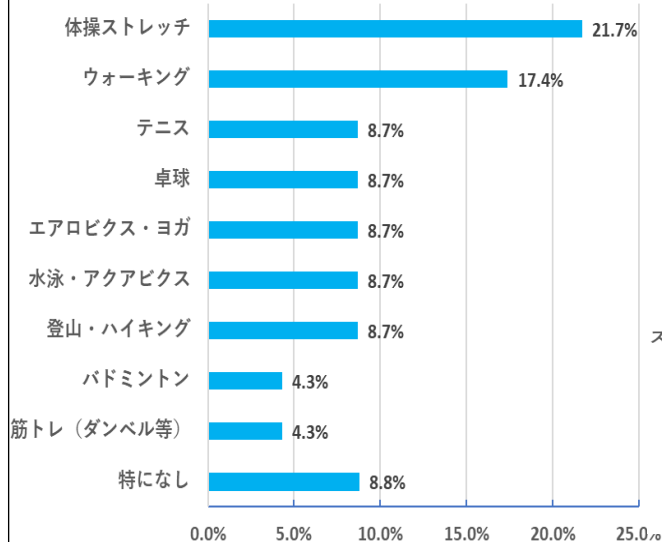
問6：あなたは普段、休日に睡眠以外でどんなことによく時間を使っていますか？

〈令和7年度〉（一般成人）

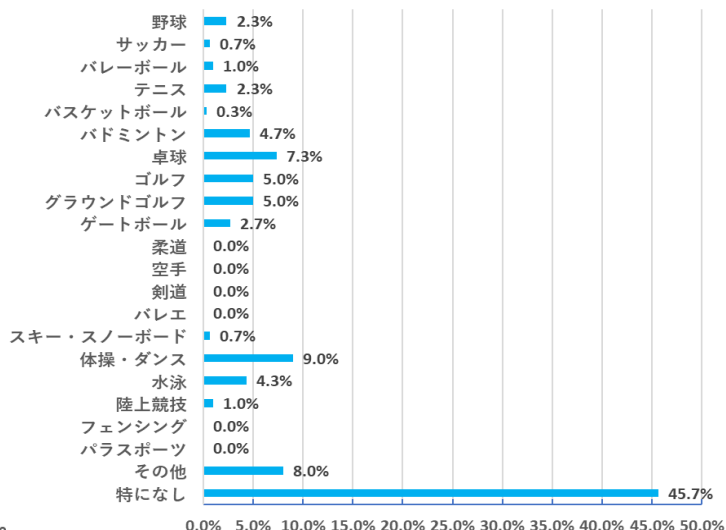


問7：今後、してみたい運動・スポーツはありますか？

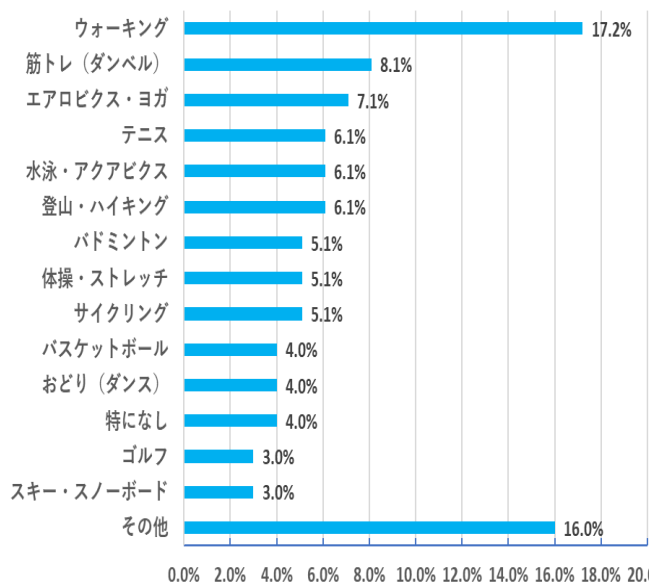
平成27年度 高齢者（60歳以上）



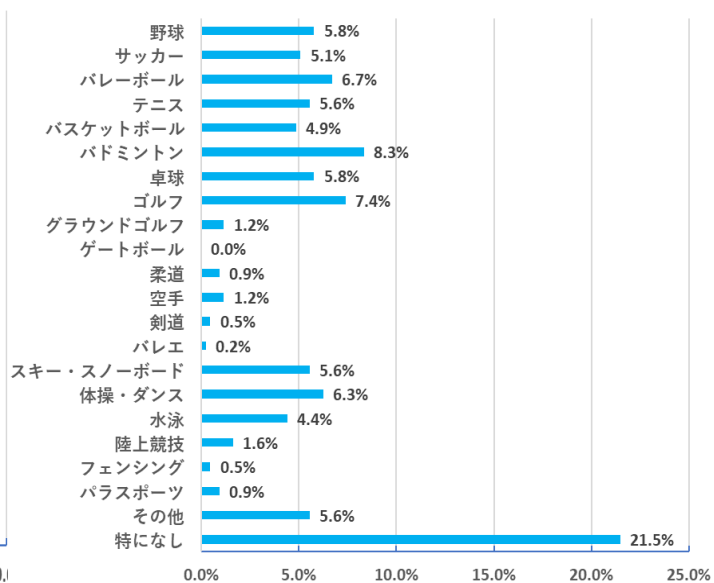
令和7年度 高齢者（60歳以上）



平成27年度 成人（16歳以上～59歳）

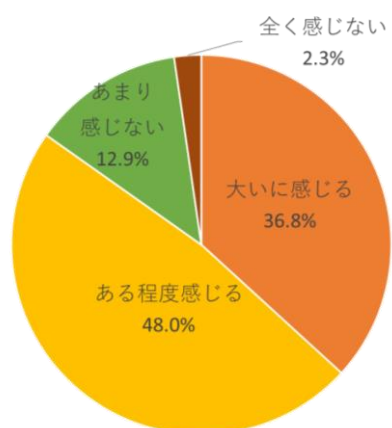


令和7年度 成人（16歳以上～59歳）

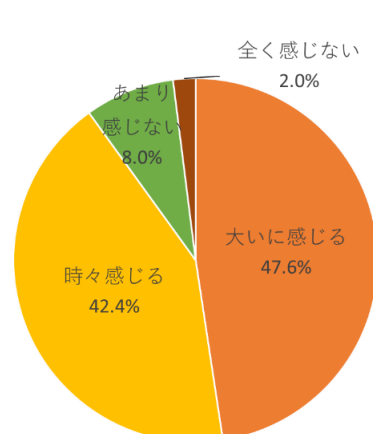


問8：運動不足を感じていますか？

〈平成27年度〉（一般成人）

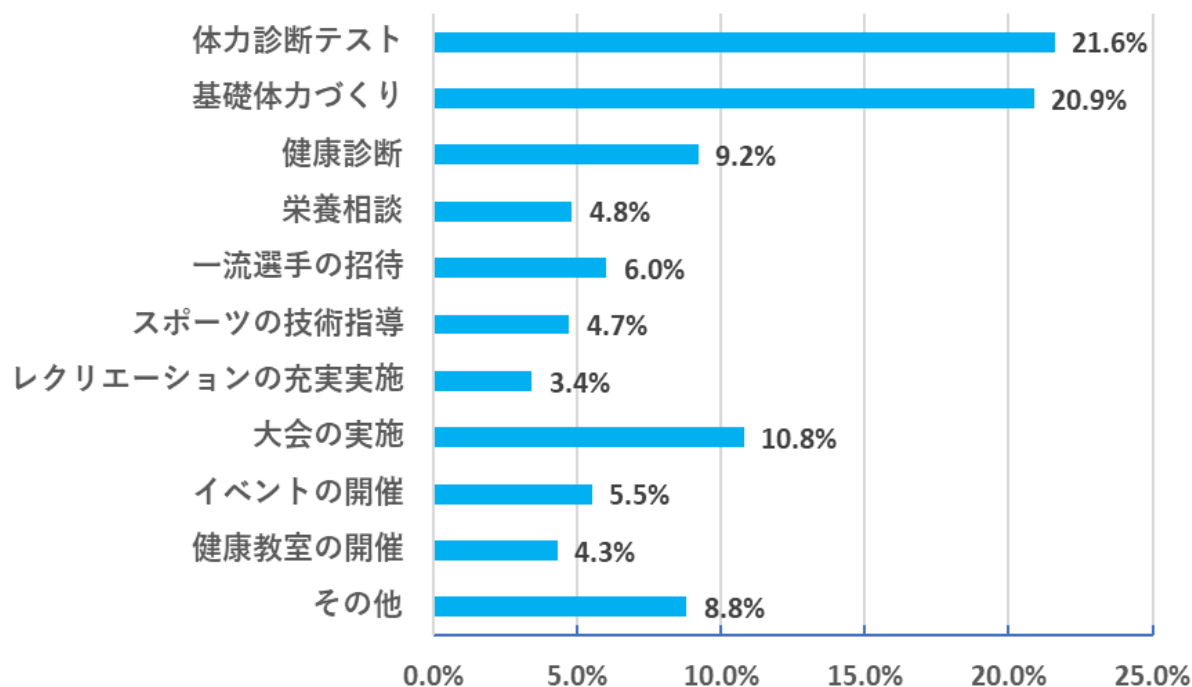


〈令和7年度〉（一般成人）

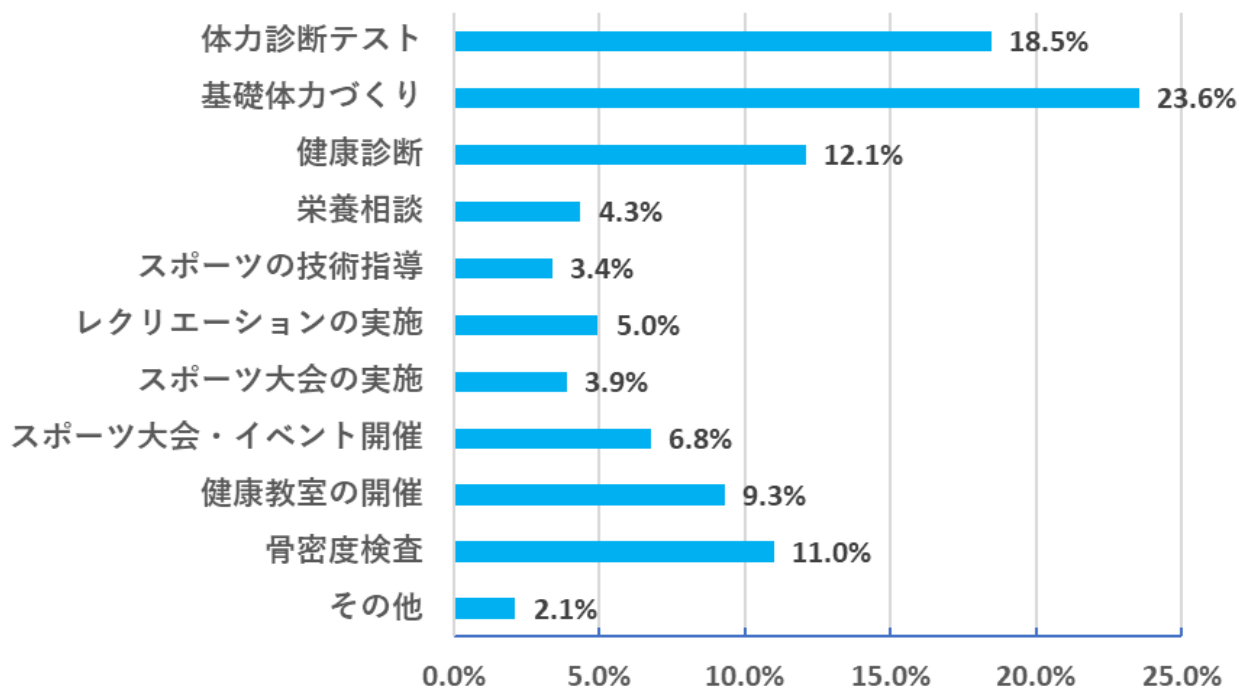


問9：あなたは、スポーツに関するどのようなサービスを受けたいですか？

〈平成 27 年度〉（一般成人）

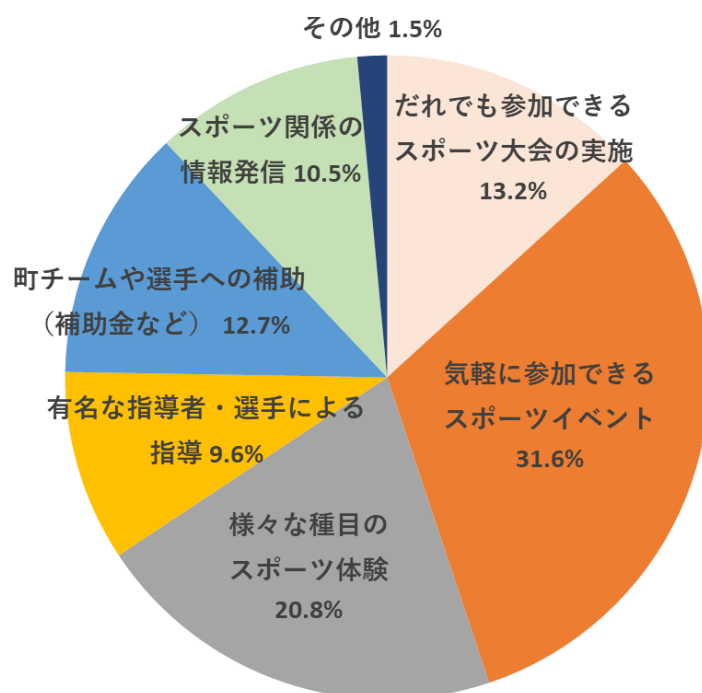


〈令和 7 年度〉（一般成人）



問 10：聖籠町のスポーツを盛り上げるためにどんなことが必要だと思いますか？

〈令和 7 年度〉（一般成人）



問7: 今後、してみたい運動・スポーツはありますか？(複数回答可)

1. 野球 2. サッカー 3. バレーボール 4. テニス 5. バスケットボール 6. バドミントン 7. 卓球 8. ゴルフ 9. グラウンドゴルフ 10. ゲートボール 11. 柔道 12. 空手 13. 剣道 14. バレエ 15. スキー・スノーボード 16. 体操・ダンス 17. 水泳 18. 陸上競技 19. フェンシング 20. パラスポーツ 21. その他()
22. 特になし

問8: あなたは体力の衰えを感じることはありますか？

1. 大いに感じる 2. 時々感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問9: あなたは、スポーツに関するどのようなサービスを受けたいですか？

(複数回答可)

1. 体力診断テスト 2. 基礎体力づくり 3. 健康診断 4. 栄養相談
5. スポーツの技術指導 6. スポーツレクリエーションの実施 7. スポーツ大会の実施 8. スポーツイベントの開催 9. 健康教室の開催 10. 骨密度検査 11. その他()

問10: 聖籠町のスポーツを盛んにするためにはどのような取り組みが必要だと思いますか？ (複数回答可)

1. だれでも参加できる体育大会の実施 2. 気軽に参加できる体育イベント 3. 様々な種目のスポーツ体験 4. 有名な指導者・選手による指導
5. 町チームや選手への補助(補助金など) 6. スポーツ関係の情報発信
7. その他()

第 3 次スポーツ推進計画策定に係るアンケート回答状況 (町立小・中学生用)

アンケート調査実施者数：小学生（4～6年生） 計 385 名

回答数： 小学生（4～6年生） 計 326 名

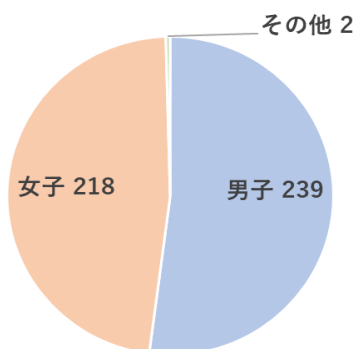
回答率：84.7%

アンケート調査実施者数：中学生（1～3年生） 計 392 名

回答数： 中学生（1～3年生） 計 133 名

回答率：33.9%

問 1：性別を教えてください。



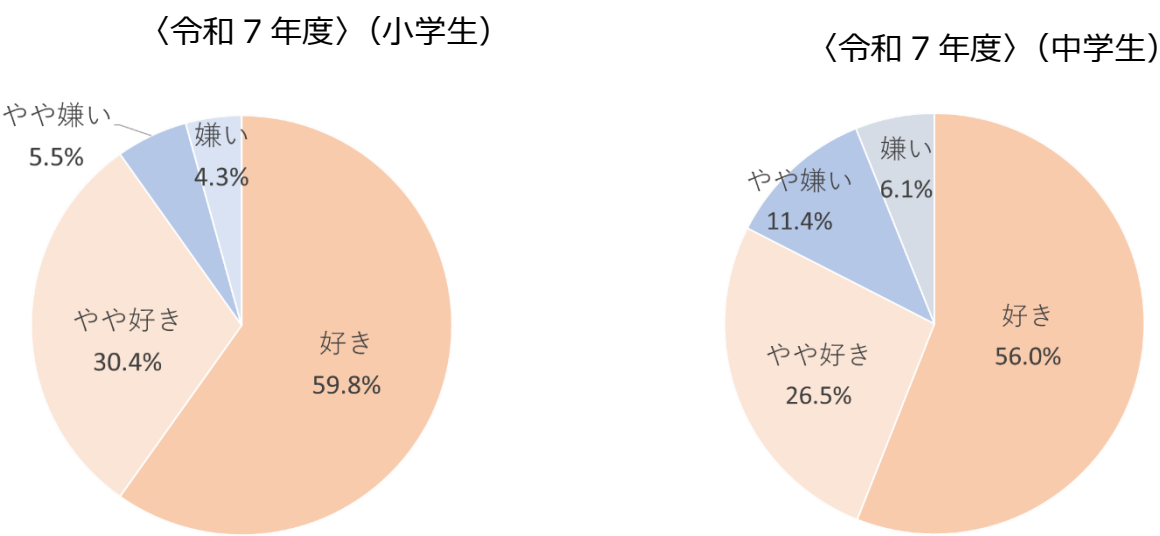
問 2：通っている学校はどこですか？

蓮野小学校	74
山倉小学校	144
亀代小学校	108
聖籠中学校	133

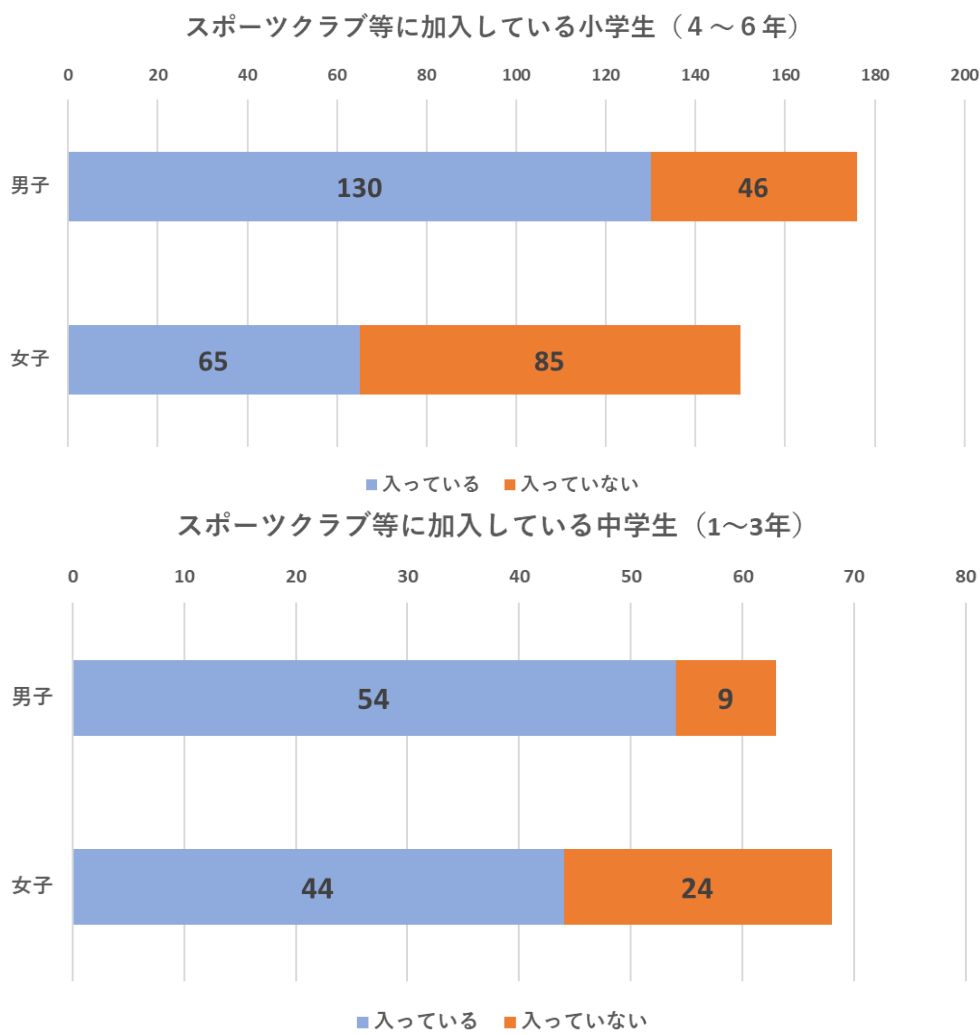
問 3：学年を教えてください。

小学 4 年生	129	中学 1 年生	31
小学 5 年生	94	中学 2 年生	78
小学 6 年生	103	中学 3 年生	24

問 4 :運動（身体を動かす遊び）やスポーツは好きですか？（回答は1つ）

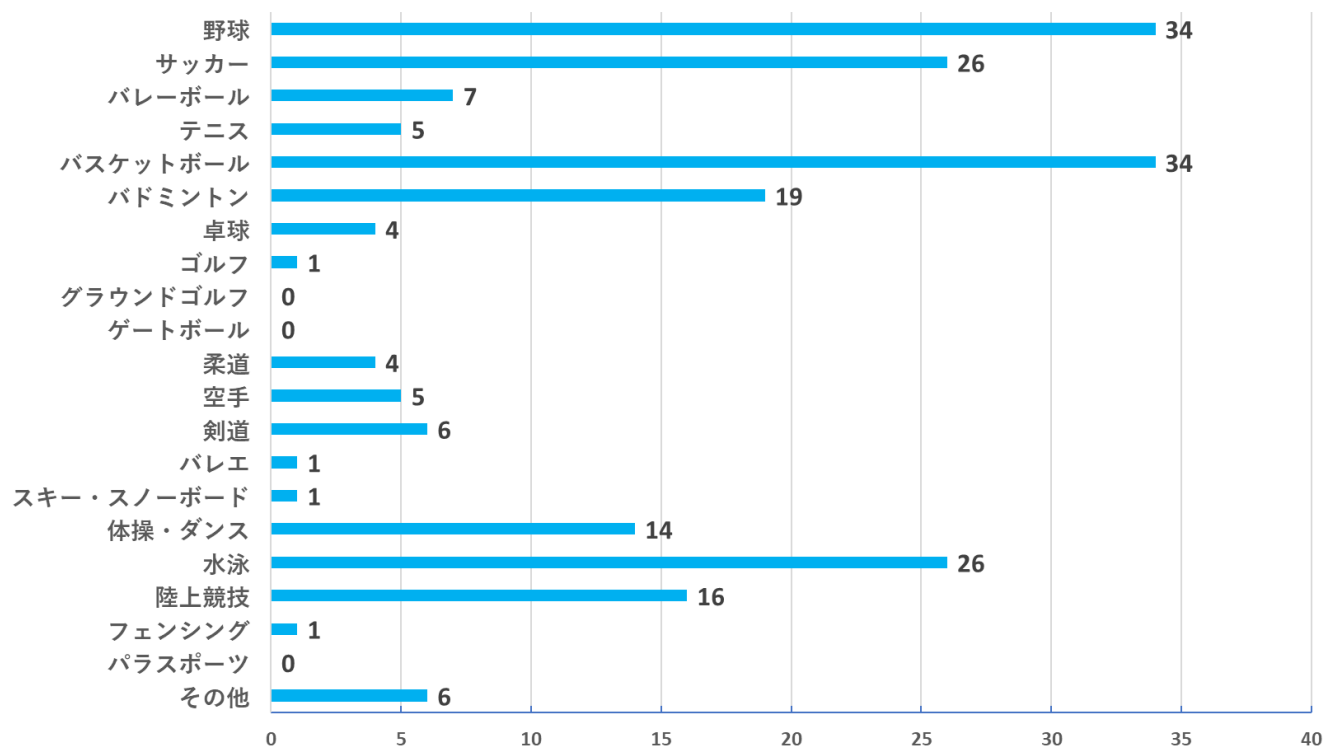


問 5 :スポーツクラブや教室に入っていますか？

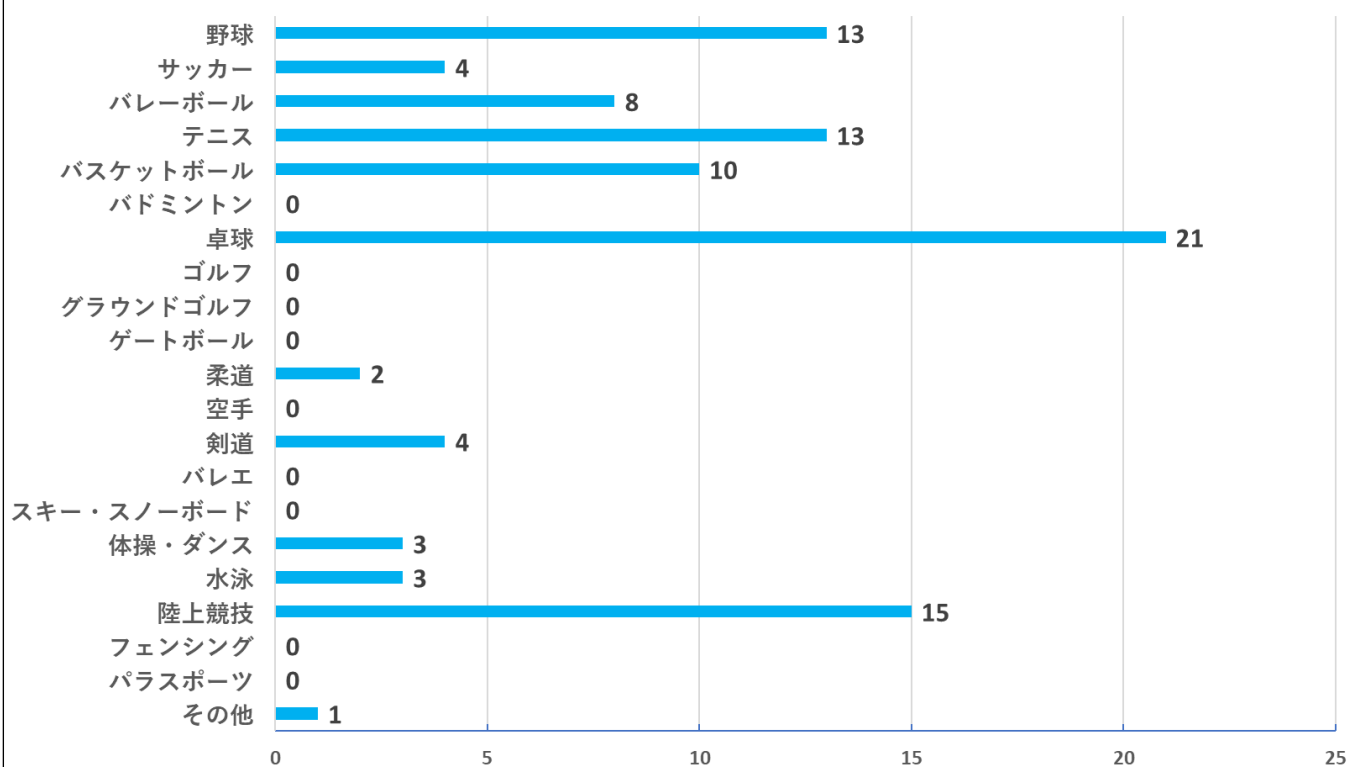


問6:入っているスポーツクラブや教室の種目は何ですか？

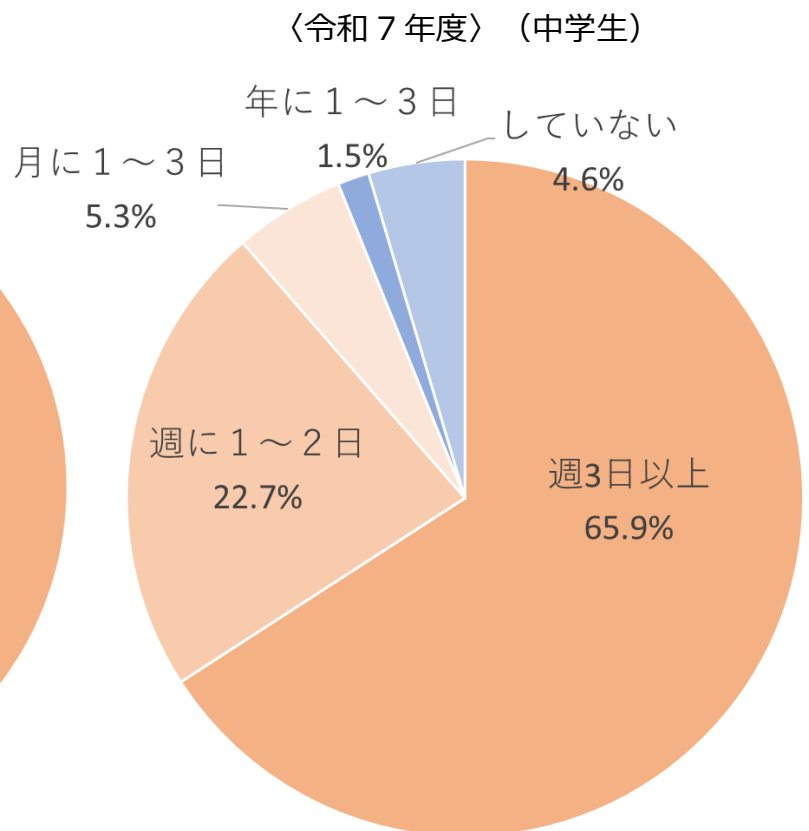
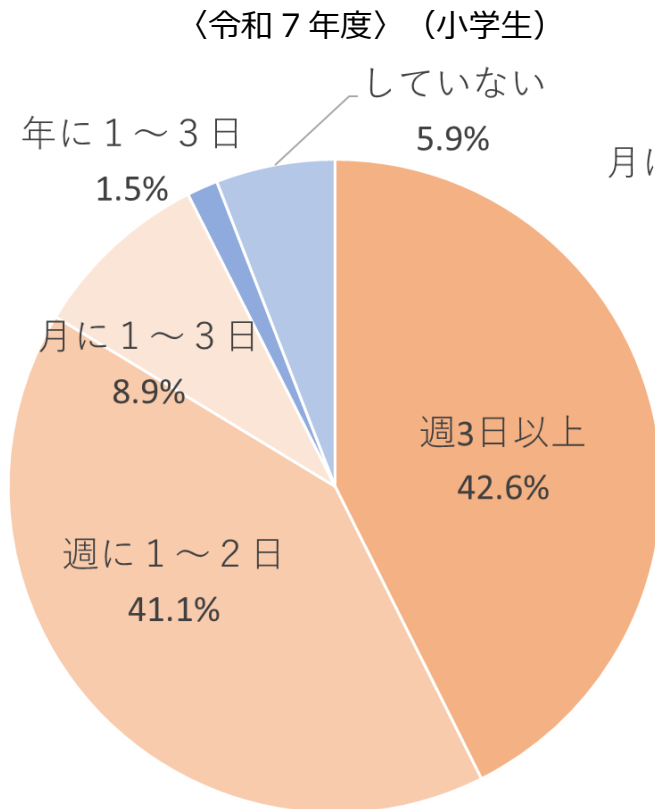
〈令和7年度〉（小学生）



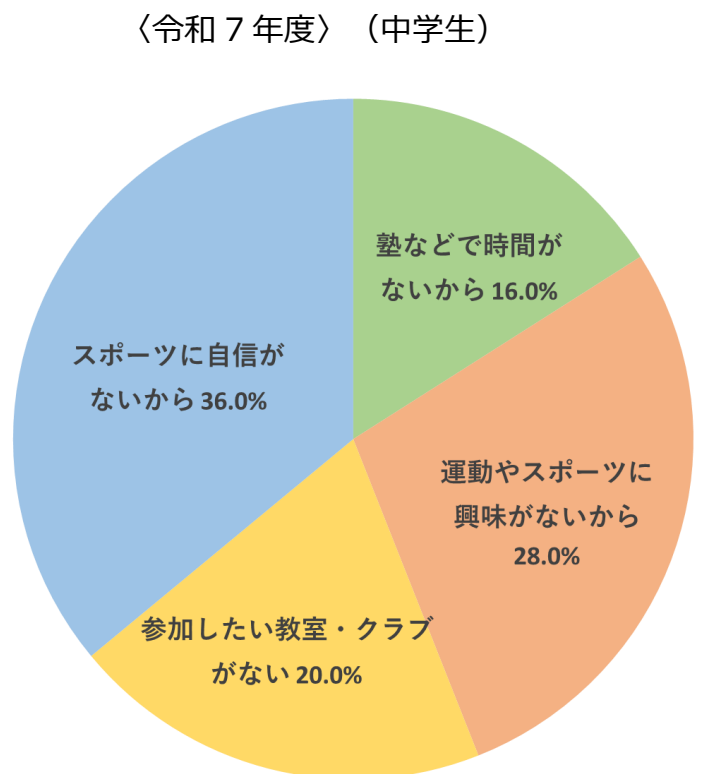
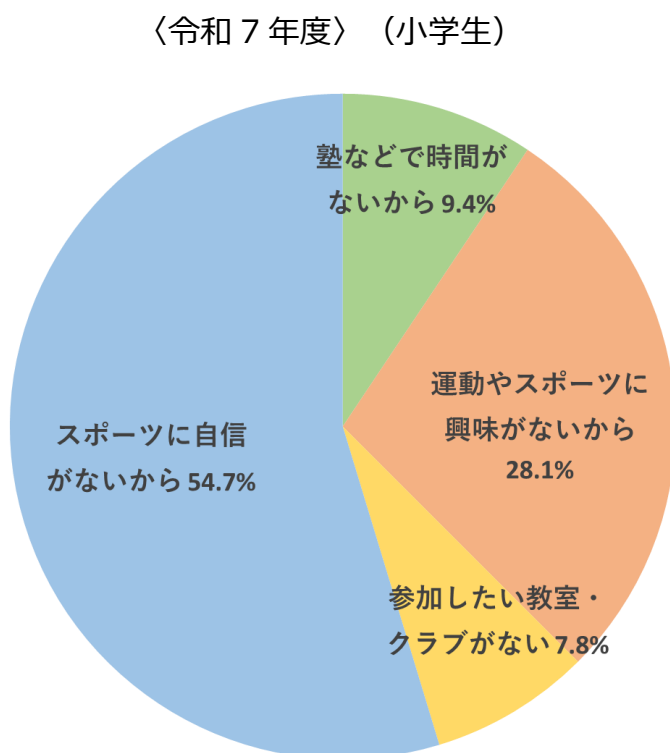
〈令和7年度〉（中学生）



問7:授業以外でどのくらいのペースで運動やスポーツをしますか？

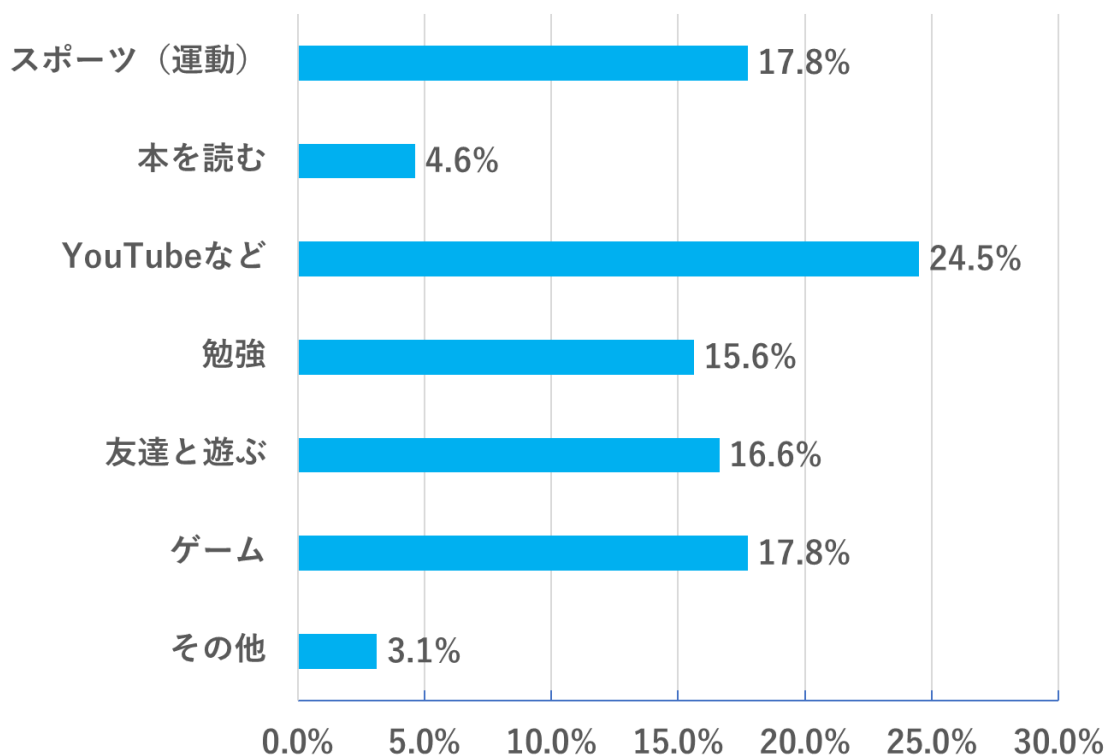


問8:運動やスポーツをあまりしない・全くしない理由は何ですか？

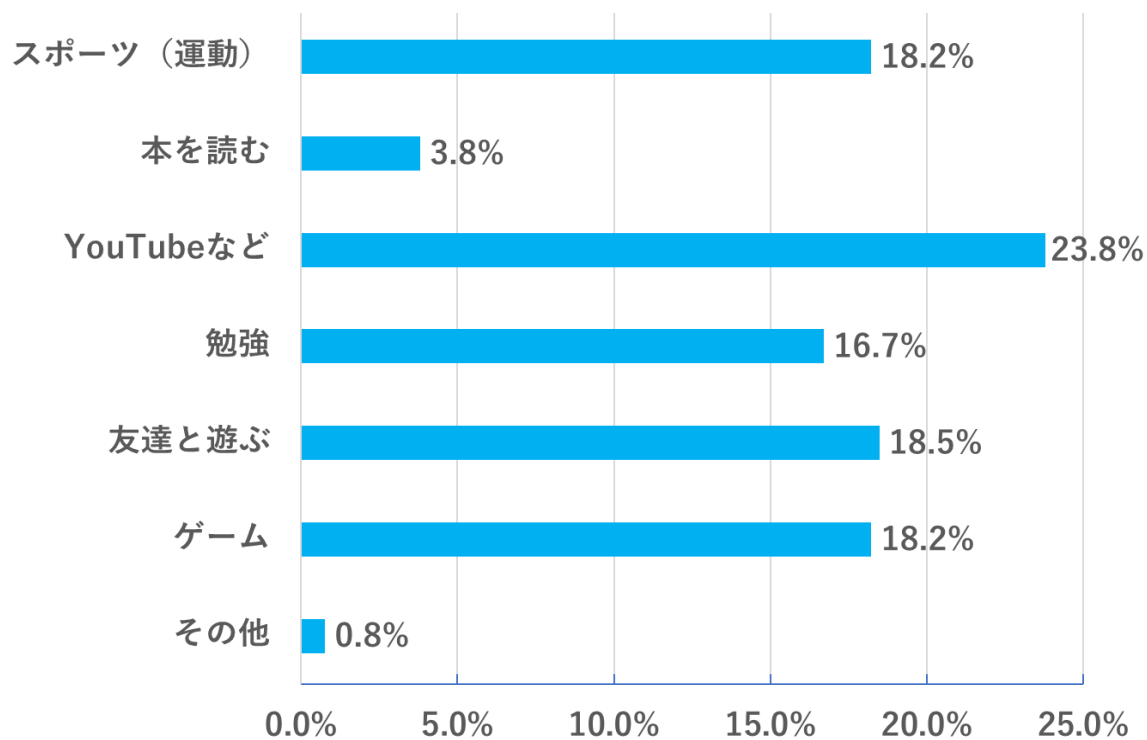


問9:あなたは休みの日はどんなことによく時間を使っていますか？

〈令和7年度〉（小学生）

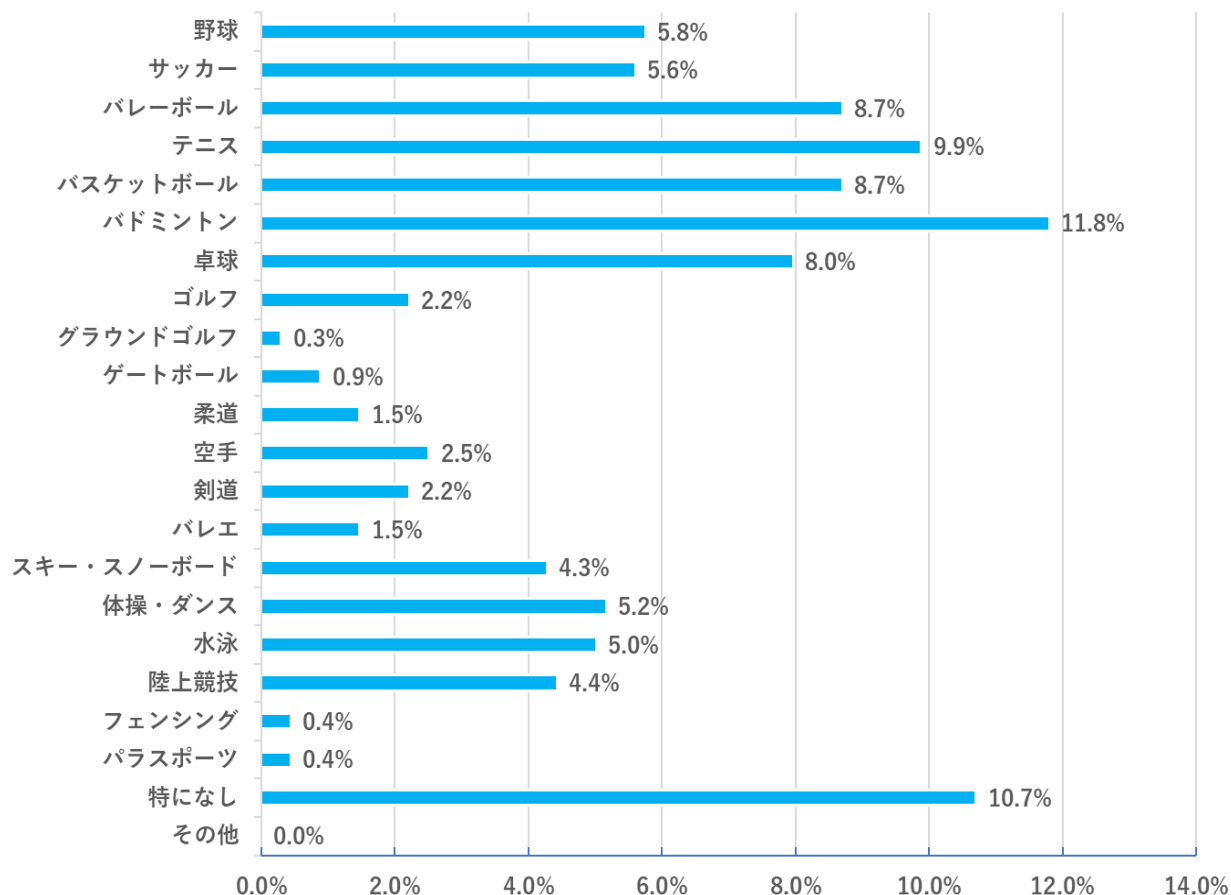


〈令和7年度〉（中学生）

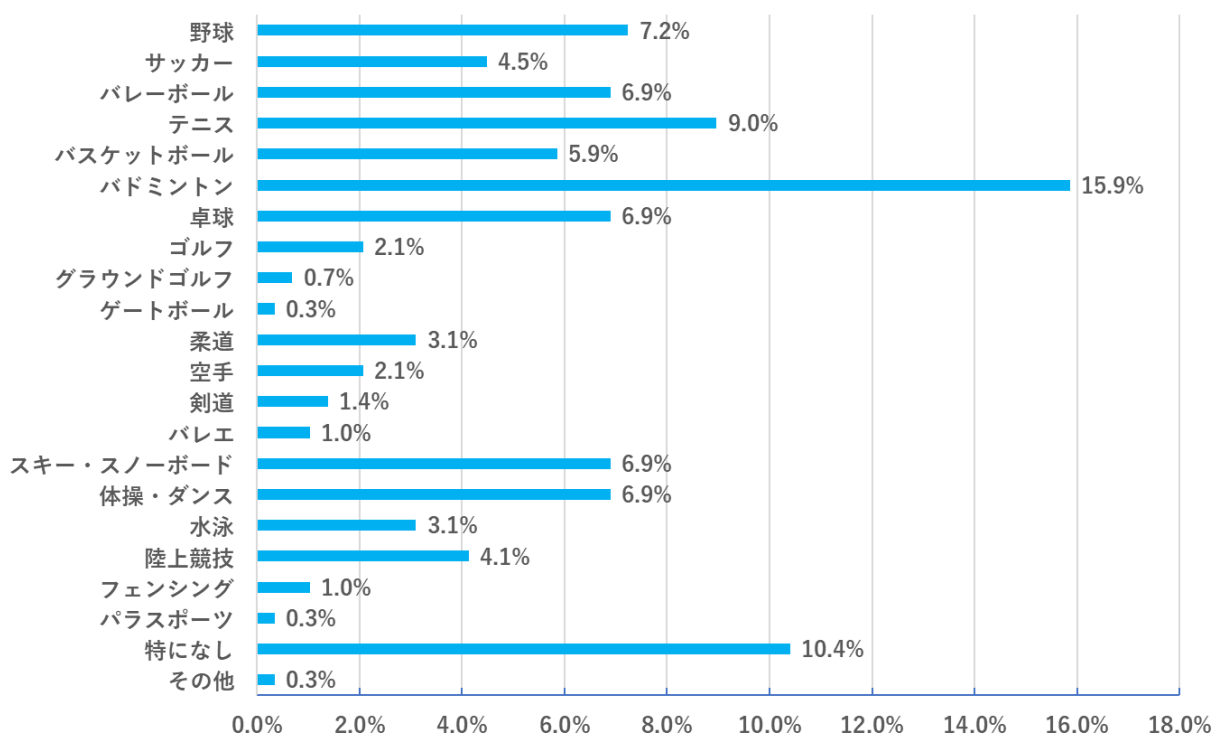


問10：今後やってみたい運動・スポーツはどれですか？（複数回答）

〈令和7年度〉（小学生）

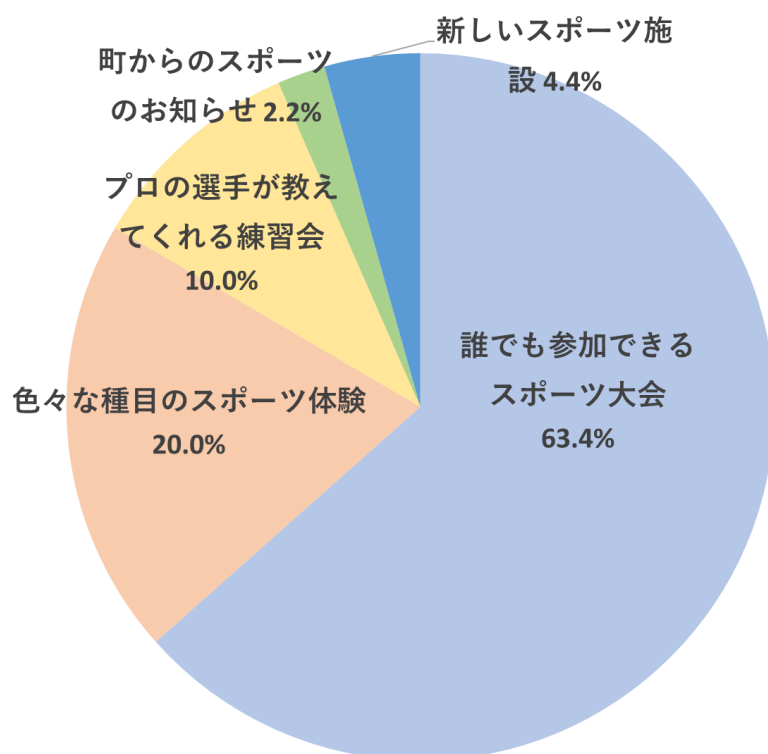


〈令和7年度〉（中学生）

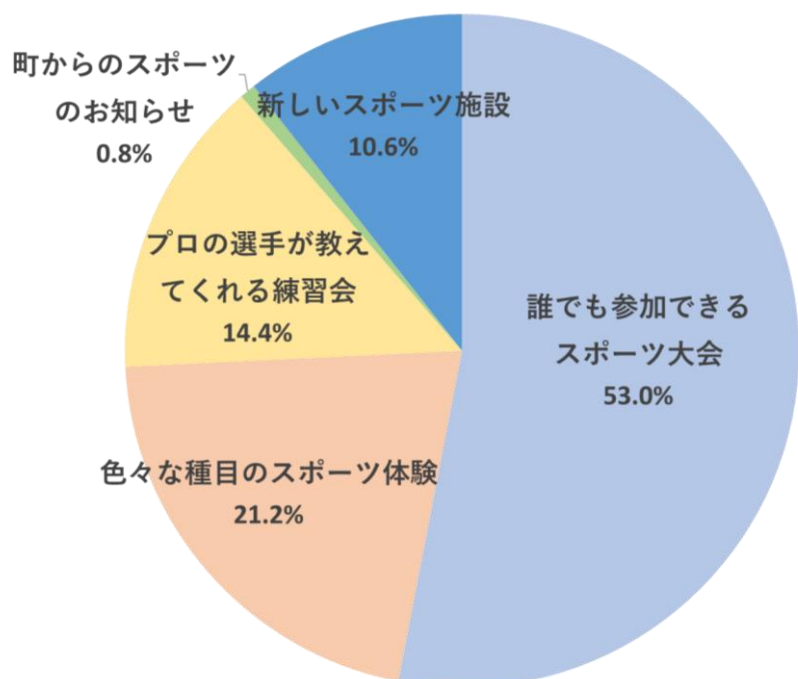


問 1 1 : 聖籠町のスポーツを盛り上げるためにはどのようなことが必要だと思いますか？（複数回答）

〈令和 7 年度〉（小学生）



〈令和 7 年度〉（中学生）



第3 次生涯スポーツ推進計画策定に係るアンケート実施内容 (町立小・中学生用)

問1: 性別を教えてください。

1. 男子 2. 女子 3. その他

問2: 通っている学校はどこですか？

1. 蓮野小学校 2. 山倉小学校 3. 亀代小学校 4. 聖籠中学校

問3: 学年を教えてください。

1. 小学校4年生 2. 小学校5年生 3. 小学校6年生
4. 中学校1年生 5. 中学校2年生 6. 中学校3年生

問4: 運動(身体を動かす遊び)やスポーツは好きですか？

1. 好き 2. やや好き 3. やや嫌い 4. 嫌い

問5: スポーツクラブやスポーツ教室・部活動に参加していますか？

1. 入っている 2. 入っていない(問7へ進んでください)

問6: どの種目のスポーツクラブや教室に入っていますか？(あてはまるものを全部選んでください)

1. 野球 2. サッカー 3. バレーボール 4. テニス 5. バスケットボール
6. バドミントン 7. 卓球 8. ゴルフ 9. グラウンドゴルフ 10. ゲートボール
11. 柔道 12. 空手 13. 剣道 14. バレエ 15. スキー・スノーボード
16. 体操・ダンス 17. 水泳 18. 陸上競技 19. フェンシング 20. パラスポーツ
21. その他() 22. 特になし

問7: 授業以外でどのくらいの頻度で運動やスポーツをしますか？

1. 週3日以上 2. 週に1～2日 3. 月1～3日 4. 年1～3日
5. していない ※1～2を選んだ人は問9に進んでください。

問8: 運動やスポーツをあまりしない・まったくしない理由は何ですか？

(あてはまるものを全部選んでください)

1. 塾などで時間がないから 2. 運動やスポーツに興味がないから
3. 参加したい教室・クラブがない 4. スポーツに自信がないから
5. その他()

問9: あなたは休みの日はどんなことによく時間を使っていますか？

(あてはまるものを全部選んでください)

1. スポーツ(運動) 2. 本を読む 3. YouTubeなど 4. 友達と遊ぶ
5. 勉強 6. ゲーム 7. その他()

問10: 今後、やってみたい運動やスポーツはどれですか？(やってみたい種目を全部選んでください)

1. 野球 2. サッカー 3. バレーボール 4. テニス 5. バスケットボール
6. バドミントン 7. 卓球 8. ゴルフ 9. グラウンドゴルフ 10. ゲートボール
11. 柔道 12. 空手 13. 剣道 14. バレエ 15. スキー・スノーボード
16. 体操・ダンス 17. 水泳 18. 陸上競技 19. フェンシング 20. パラスポーツ
21. その他() 22. 特になし

問11: 聖籠町のスポーツを盛り上げるためにはどんなことが必要だと思いますか？

(必要だと思うものを全部選んでください)

1. だれでも参加できるスポーツ大会・イベント 2. 色々な種目のスポーツ体験
3. プロの選手が教えてくれる練習会 4. 町からのスポーツのお知らせ
5. 新しいスポーツ施設 6. その他()

聖籠町生涯スポーツ推進計画策定委員会

No.	氏 名	所属等	備考	
1	水戸部 照夫	聖籠町スポーツ推進委員	委員長	第1号委員
2	小林 八重子	聖籠町スポーツ推進委員 特定非営利活動法人スポネットせいろう	副委員長	第1号委員
3	渡邊 史子	聖籠町スポーツ推進委員		第1号委員
4	佐藤 元昭	聖籠町スポーツ推進委員		第1号委員
5	小林 重則	聖籠町スポーツ推進委員		第1号委員
6	田中 雅義	特定非営利活動法人スポネットせいろう		第2号委員
7	本田 恵	聖籠町社会福祉協議会		第3号委員
8	渡邊 郁子	聖籠町保健福祉課		第3号委員
9	小林 優輝	一般		第4号委員
10	鈴木 亘	SVC代表者（バレーボール） 【スポーツ少年団】		第5号委員

任期：令和7年5月26日～令和8年3月31日（1年間）

1号スポーツ推進委員

2号総合型地域スポーツクラブの職員

3号福祉関係機関・団体の職員

4号一般町民

5号前4号に掲げる者の他、教育委員会が必要と認めた者

〈 検討会議経過 〉

- 令和7年 6月
- ・ 町教育委員会から町生涯スポーツ推進計画策定委員会に生涯スポーツ推進計画を諮問
 - ・ 生涯スポーツ推進計画策定計画の策定方針の説明
- 7月
- ・ 前計画の検証を踏まえ、素案を提案し、今回策定の基本項目の確認・審議
 - ・ アンケートの実施について検討
- 9月
- ・ 素案を作成し、基本項目の審議
 - ・ アンケートの実施について検討
- 10月
- ・ 各検討項目について、具体的内容の審議
 - ・ アンケートの実施・集計
- 11月
- ・ 原案の審議
 - ・ アンケートの集計結果について
- 12月
- ・ 原案の審議（全体見直し、資料データの再考）
- 令和8年 1月
- ・ パブリックコメントの実施
- 2月
- ・ 本案について最終審議
- 3月
- ・ 町教育委員会へ答申
 - ・ 町教育委員会審議
 - ・ 町教育委員会原案可決

聖籠町加盟団体・サークル・スポーツ少年団一覧表

令和8年3月31日現在

団体名	種目	団体名	種目
山小ストロングス	スポーツ少年団野球	シニア卓球愛好会（山倉）	卓球
蓮野スラッガーズ	スポーツ少年団野球	新潟トランス（株）テニス部	テニス
亀代ベースボールクラブ	スポーツ少年団野球	聖籠テニスクラブ	テニス
聖籠ブルーバース	スポーツ少年団 バスケットボール	聖籠ソフトテニスクラブ	ソフトテニス
聖籠ウィングス	スポーツ少年団 バスケットボール	聖籠町柔道スポーツ少年団	スポーツ少年団柔道
笑軍	バスケットボール	理心館	スポーツ少年団空手
ハーティーズ	バスケットボール	聖籠町剣道クラブ	スポーツ少年団剣道
ACE	バスケットボール	ミニスポレディース	バドミントン 等
SVC	スポーツ少年団 バレーボール	聖籠町バウンドテニスクラブ	バウンドテニス
F C 聖籠（小学生）	スポーツ少年団 サッカー	Aiリンク	エアロビ・ヨガ
F C 聖籠（中学生）	スポーツ少年団 サッカー	STSソフトテニスクラブ	ソフトテニス
ディスカバリー	サッカー	聖籠BC	軟式野球
役場サッカー部	サッカー	NTSサッカー部	フットサル
聖籠ファミリー	サッカー	シニア卓球愛好会（蓮野）	卓球
山倉地区グラウンドゴルフ愛好会	グラウンドゴルフ	聖籠町バスケットボールクラブ	バスケットボール
蓮野地区グラウンドゴルフ愛好会	グラウンドゴルフ	PIBI DANCE STUDIO	ダンス
亀代地区グラウンドゴルフ愛好会	グラウンドゴルフ	Dream seiro	ソフトテニス
聖籠ジュニア卓球クラブ	卓球	聖籠VC	バレーボール



聖籠町生涯スポーツ推進計画

聖籠町教育委員会

事務局：聖籠町教育委員会社会教育課